

# 第3次長久手市耐震改修促進計画



長久手市

## 改定履歴

改定日	変更改定の主な理由
2008(平成20)年3月	初版
2015(平成27)年3月	第2次(改定版) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年11月施行)施行、愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築減災プラン2020―(平成26年3月一部改定)の策定に伴い、内容を勘案しつつ計画の見直しを行う。
2021(令和3)年3月	第3次(改定版) 第3次愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築減災プラン2030―の策定に伴い、内容を勘案しつつ本計画の見直しを行う。

# 目 次

<b>第1章 はじめに</b>	・・・	<b>1</b>
1 計画改定の背景	・・・	1
2 計画の位置づけ	・・・	2
<b>第2章 計画の基本的事項</b>	・・・	<b>3</b>
1 対象区域	・・・	3
2 計画期間	・・・	3
3 対象建築物	・・・	3
4 地震発生時に通行を確保すべき道路	・・・	10
5 本市における地震被害想定	・・・	11
<b>第3章 耐震化の現状</b>	・・・	<b>14</b>
1 住宅の耐震化の現状	・・・	14
2 建築物の耐震化の現状	・・・	16
3 これまでの耐震に関する取組実績	・・・	24
<b>第4章 住宅・建築物の耐震化の現状の課題</b>	・・・	<b>28</b>
1 現状の課題と今後の対策	・・・	28
<b>第5章 計画の目標</b>	・・・	<b>32</b>
1 住宅の耐震化	・・・	32
2 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化	・・・	33
3 特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）の耐震化	・・・	33
4 住宅・建築物の減災化	・・・	33
<b>第6章 耐震化・減災化の促進を図るための取組</b>	・・・	<b>34</b>
1 耐震化・減災化に向けた役割分担	・・・	34
2 耐震化・減災化促進の体制整備	・・・	35
3 住宅の耐震化の促進	・・・	36
4 住宅の減災化の促進	・・・	38
5 高齢者等への支援	・・・	40
6 その他関連する施策等	・・・	40
7 普及・啓発	・・・	41
<b>第7章 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進</b>	・・・	<b>47</b>
1 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進	・・・	47
2 特定既存耐震不適格建築物等（民間）の指導等	・・・	48
<b>第8章 計画達成に向けて</b>	・・・	<b>51</b>
1 長久手市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	・・・	51
2 進捗管理と計画の見直し	・・・	51



# 第1章 はじめに

## 1 計画改定の背景

阪神・淡路大震災（1995（平成7）年1月）では、約6,500人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は約5,500人とされ、この約9割の約4,800人が住宅・建築物の倒壊や家具の転倒等によるものであったことから、この阪神・淡路大震災を契機として全国的に耐震化等の取組が進められてきました。

その後、大小様々な地震が頻発しており、特に東日本大震災（2011（平成23）年3月）では、東北地方から関東地方にまで至る広大な範囲で甚大な被害が発生しました。従来の被害想定を超えた被害に、これまでの地震対策のあり方に多くの課題を残すこととなりました。また、愛知県においては、東海・東南海・南海の3連動地震いわゆる南海トラフ地震の発生が危惧され、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域となっており、住宅・建築物の耐震化は、喫緊の課題となっています。

これまでに本市では、地震による建築物の被害を未然に防止するため、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを目的に、2006（平成18）年度に県が定めた「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」の内容を踏まえ、2007（平成19）年度に「第1次長久手市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、県が2011（平成23）年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」を策定し、「住宅は2019（平成32）年度までの耐震化の目標を95%にする」とする新たな目標や、東日本大震災（2011（平成23）年3月）を受け、災害時の被害を最小化する「減災化」の重要性も指摘されました。

また、2013（平成25）年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）の改正が施行され、本市もこのことを踏まえ、2014（平成26）年度に「第2次長久手市耐震改修促進計画」を策定しました。

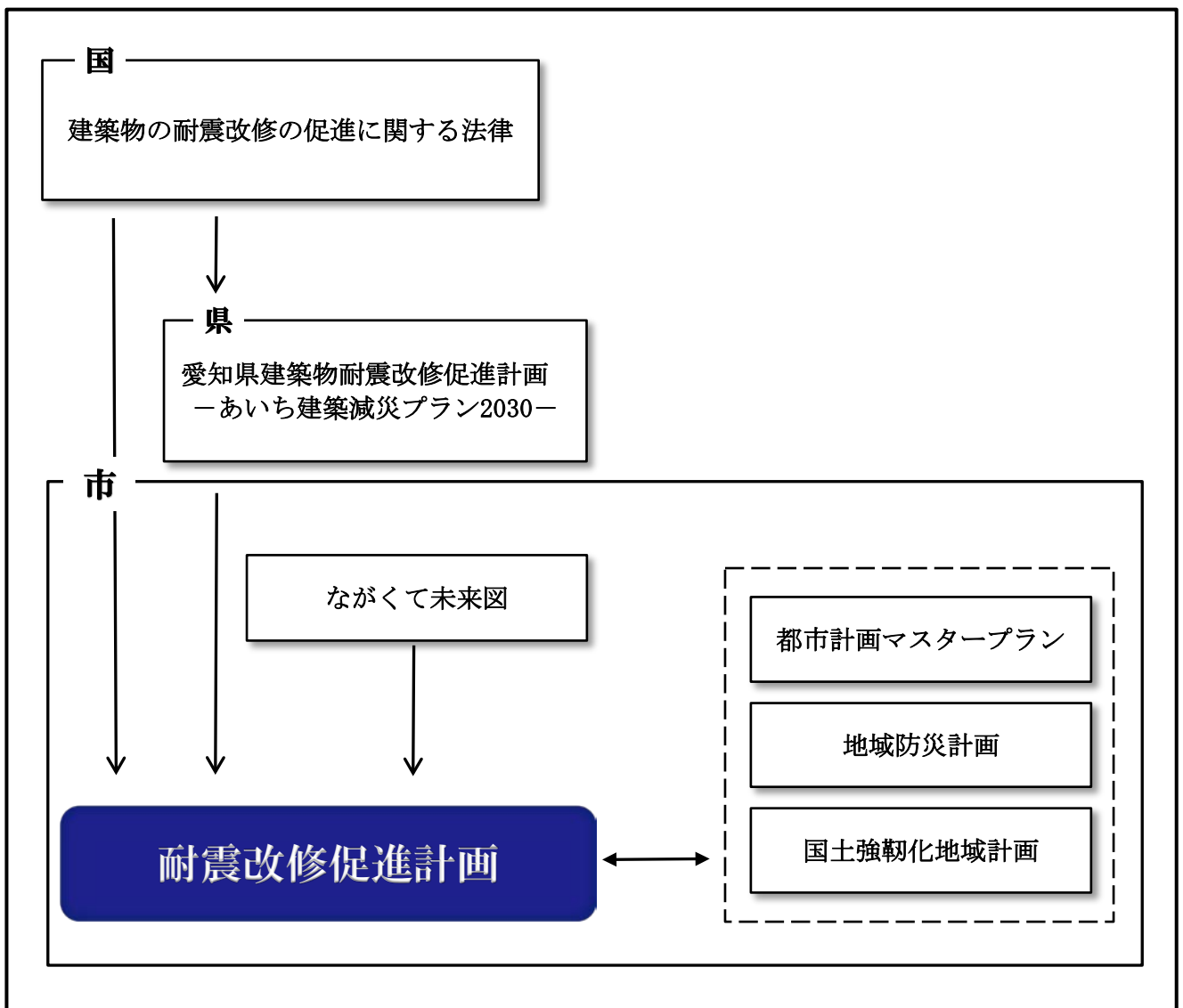
また、その後発生した大阪府北部地震（2018（平成30）年6月）による建築基準法の基準を満たしていないブロック塀の倒壊被害を受けて、2019（平成31）年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律等が改正され、一定の長さ及び高さを超える組積造の塀が「通行障害となる建築物」に含まれました。

以上を踏まえ、本市では、県が新たに策定した「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2030（以下「県計画」という。））」との整合を図りながら、住宅・建築物の耐震化や減災化をより一層促進していくための新たな「第3次長久手市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「県計画」、「第6次長久手市総合計画（以下「ながくて未来図」という。）」を上位計画とします。

また、「長久手市都市計画マスタープラン」、「長久手市地域防災計画」及び「長久手市国土強靱化地域計画」を関連計画とし、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）」に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。



図：本計画の位置づけ

## 第2章 計画の基本的事項

本計画は、地震による建築物の被害、人命や財産の損失の軽減を図ることを目的として策定します。このため本計画では住宅及び建築物の耐震化の状況を整理し、住宅・建築物の耐震化と減災化の目標を定めます。その目標を達成するために、国・県等と連携を図り、施策を定め、耐震化・減災化の促進に取り組みます。

### 1 対象区域

長久手市全域とします。

### 2 計画期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

必要に応じて適宜、計画内容や目標を見直します。

### 3 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。とりわけ、1981（昭和56）年5月31日以前に着工された旧耐震基準で建てられた「住宅」、「耐震診断義務付け建築物」及び「特定既存耐震不適格建築物」の耐震化を図っていきます。

また、耐震化することが困難な住宅・建築物に対しても減災化を促進していきます。

#### （1）住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（分譲・賃貸）を含む全ての住宅（木造・非木造）

#### （2）耐震診断義務付け建築物等

##### ①要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、学校及び老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるため、法において、用途や規模が、表2-1のとおり規定されています。

表2-1 要緊急安全確認大規模建築物

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

## ②要安全確認計画記載建築物(法第7条)

既存耐震不適格である建築物のうち、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物(防災上重要な建築物)や、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)については、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があるため、用途や道路を都道府県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画に位置づけることで、耐震診断義務付け建築物(要安全確認計画記載建築物)とすることができます。



## ア 防災上重要な建築物

法第5条第3項第1号の規定に基づき、都道府県耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物（法第7条第1号）

<対象建築物> 庁舎・病院・指定避難所（避難所となる体育館）等

## イ 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震診断義務付け道路に接するもの）

P8・9参照

(ア) その敷地が法第5条第3項第2号の規定に基づき、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（法第7条第2号）

<対象建築物> 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉鎖する恐れのある建築物等

(イ) その敷地が法第6条第3項第1号の規定に基づき、市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、(2)②に掲げる建築物であるものを除く。）（法第7条第3号）

<対象建築物> 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉鎖する恐れのある建築物等

## (3) 特定既存耐震不適格建築物等

法第14条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く）。

所有者は、耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

ア 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

P6参照

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

P7参照

ウ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）

P8・9参照

## 【ア 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下のとおりとされています。

法	政令第6条第2項	用途	規模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ床面積500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
			老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
			老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ床面積1,000㎡以上
			ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
			病院、診療所	
			劇場、観覧場、映画館、演芸場	
			集会場、公会堂	
			展示場	
			卸売市場	
			百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	
			ホテル、旅館	
			賃貸住宅 <sup>※</sup> （共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
			事務所	
			博物館、美術館、図書館	
			遊技場	
		公衆浴場		
第4号		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	

※賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

## 【イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとされています。

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
第14 条	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第5号	マッチ	300マッチトン*		
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200トン		

\*マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg

**【ウ 通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）  
（法第5条第3項及び法第6条第3項の内容を含む）】**

通行障害既存耐震不適格建築物は、法に基づき、以下のとおりとなります。

**（ア）通行障害建築物**

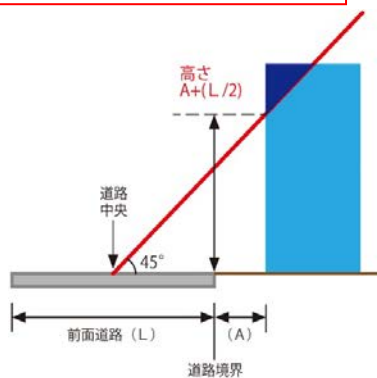
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物  
（法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号）

**【通行障害建築物の要件】（政令第4条第1号）**

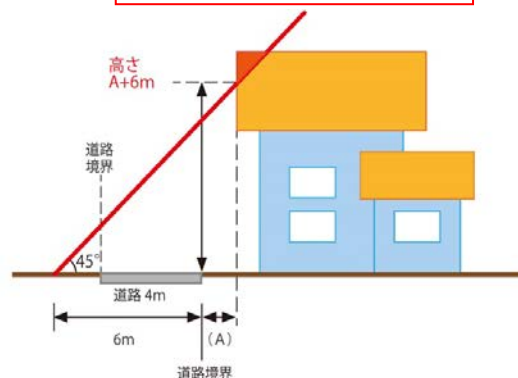
前面道路幅員が12mを超える場合

前面道路幅員が12m以下の場合

「 $A + (L/2)$ 」の高さを  
を超える沿道建築物

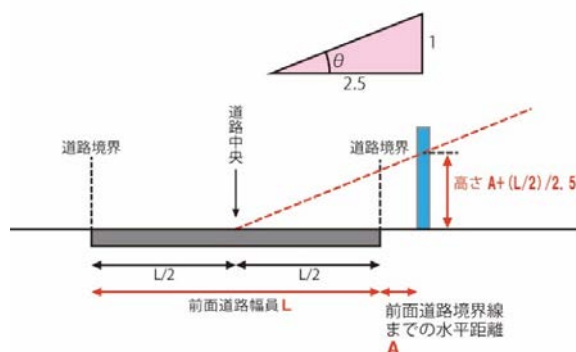


「 $A + 6m$ 」の高さを  
を超える沿道建築物



「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道に存する建築物のうち、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12メートルを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12メートル以下の場合は6メートル）を加えたものを超える建築物を対象とします。

**【通行障害建築物となる組積造の塀（ブロック塀等）】（政令第4条第2号）**



「 $A + (L/2) / 2.5$ 」  
の高さを  
を超える塀  
（道路中心からの距離  
の1/2.5の高さ）

「地震発生時に通行を確保すべき道路」に面する組積造の塀（ブロック塀等）のうち、長さ25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀（ブロック塀等）であつて、建築物に附属するもの。

## (イ) 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの  
(法第5条第3項第2号及び法第6条第3項第2号)

## (ウ) 対象道路

大規模な地震が発生した場合に、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給の応急活動のために緊急車両の通行等交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、対象道路は以下のとおりです。

- a 法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路  
(都道府県耐震改修促進計画に記載する耐震診断義務付け道路)

本計画策定現在、本市に定められた道路はありません。

- b 法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路  
(都道府県耐震改修促進計画に記載する耐震診断努力義務付け道路)

「愛知県地域防災計画」で定められる第1次・第2次緊急輸送道路が該当します。

- c 法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震促進計画に記載された道路  
(市町村耐震改修促進計画に記載する耐震診断義務付け道路)

本計画で定めた道路はありません。

- d 法第6条第3項第2号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路  
(市町村耐震改修促進計画に記載する耐震診断努力義務付け道路)

本市は、本計画で法第6条第3項第2号の規定に基づき、「4 地震発生時に通行を確保すべき道路」を耐震診断努力義務付け道路とします。

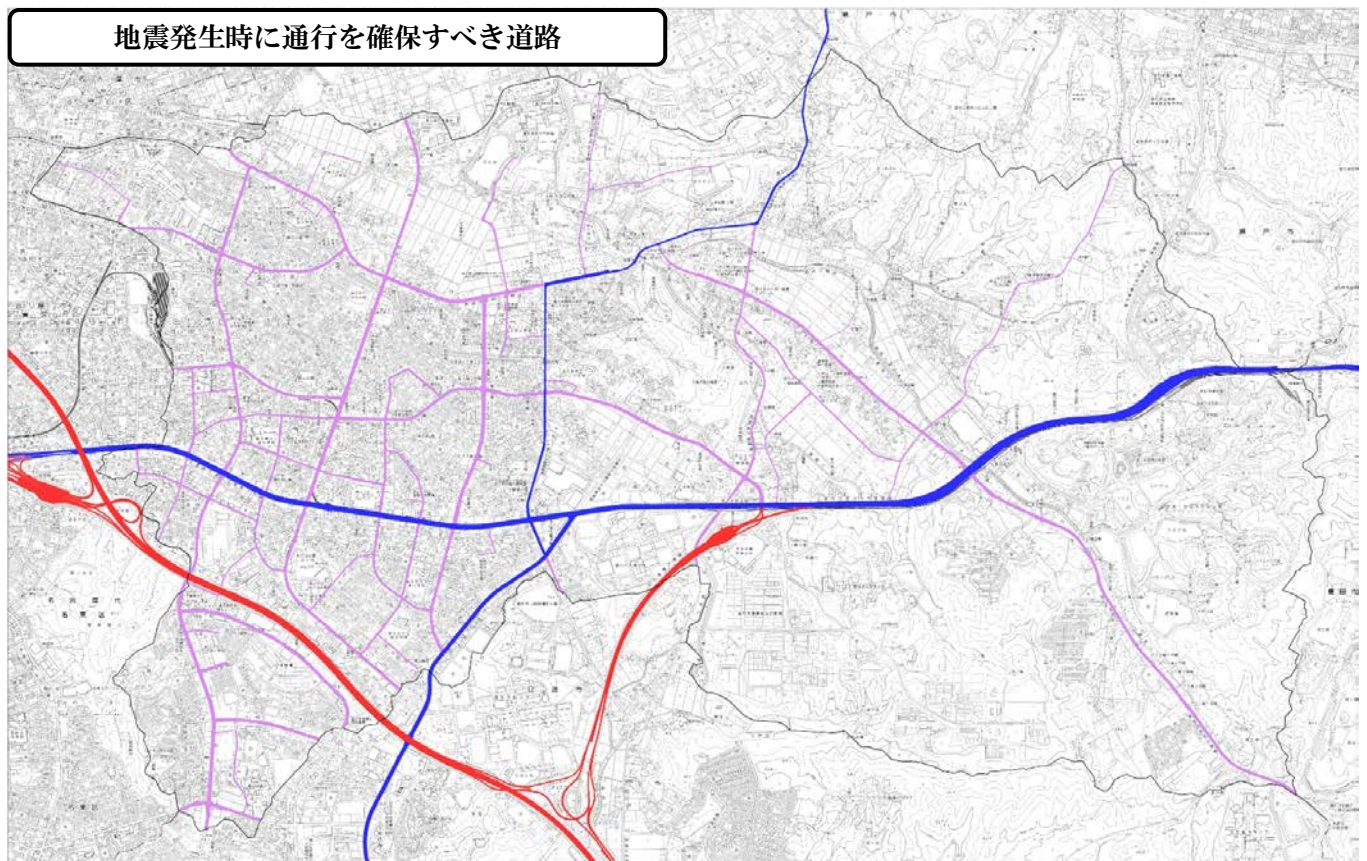
## 4 地震発生時に通行を確保すべき道路




建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民避難の妨げとなるおそれのある道路について、耐震改修促進計画で位置付けることができます。

(都道府県計画：法第5条第3項、市町村計画：法第6条第3項)

県計画では、災害時における多数の者を円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送の確保のため、地震発生時に通行を確保すべき道路を位置付け、市町村とともに沿道建築物の耐震化に取り組んでいくこととしています。

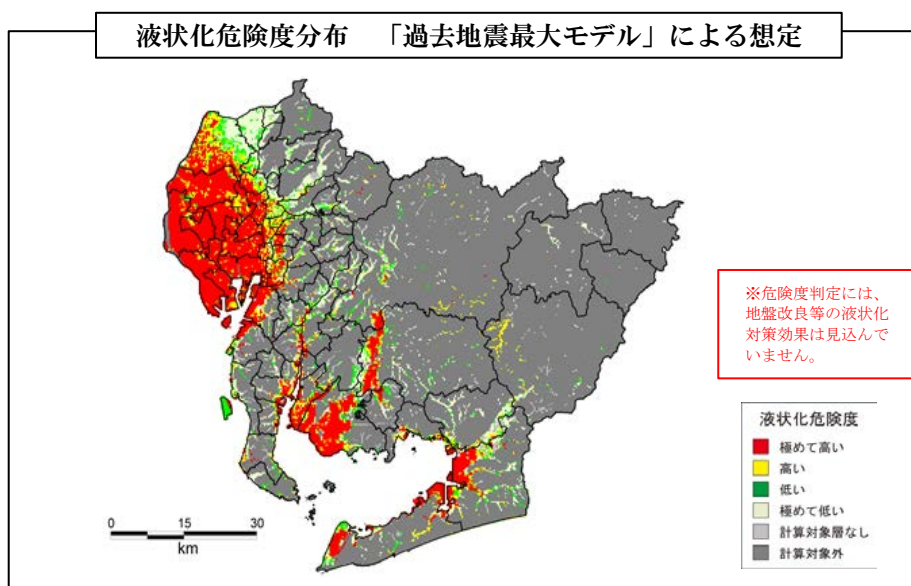
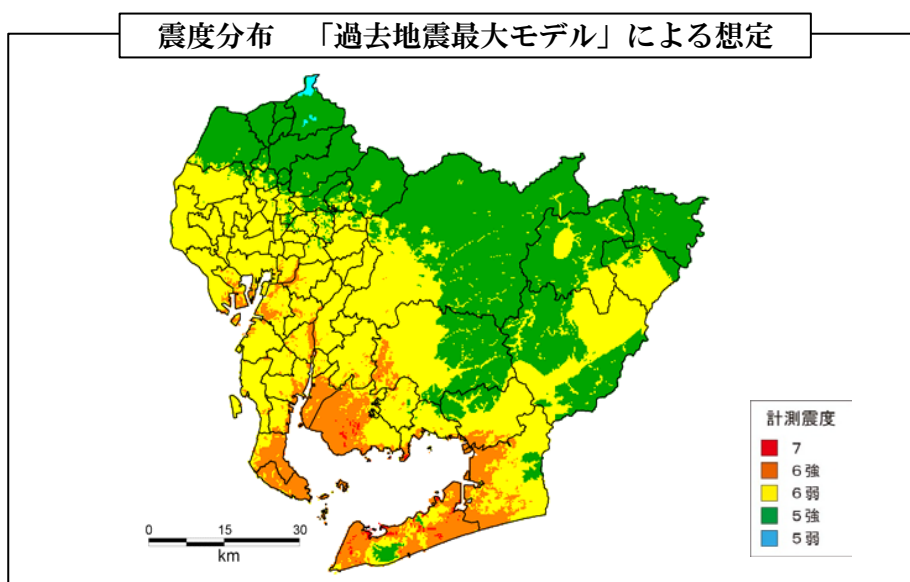
本計画では、県計画で位置づけられた第1次・第2次緊急輸送道路に加えて、長久手市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路（第3次緊急輸送道路）を法第6条第3項第2号の規定に基づき定める「耐震診断努力義務付け路線（地震発生時に通行を確保すべき道路）」として位置付け、沿道の通行障害耐震既存不適格建築物の耐震化・減災化を促進していきます。



	第1次緊急輸送道路	} 県計画 法第5条第3項第3号
	第2次緊急輸送道路	
	第3次緊急輸送道路	市計画 法第6条第3項第2号

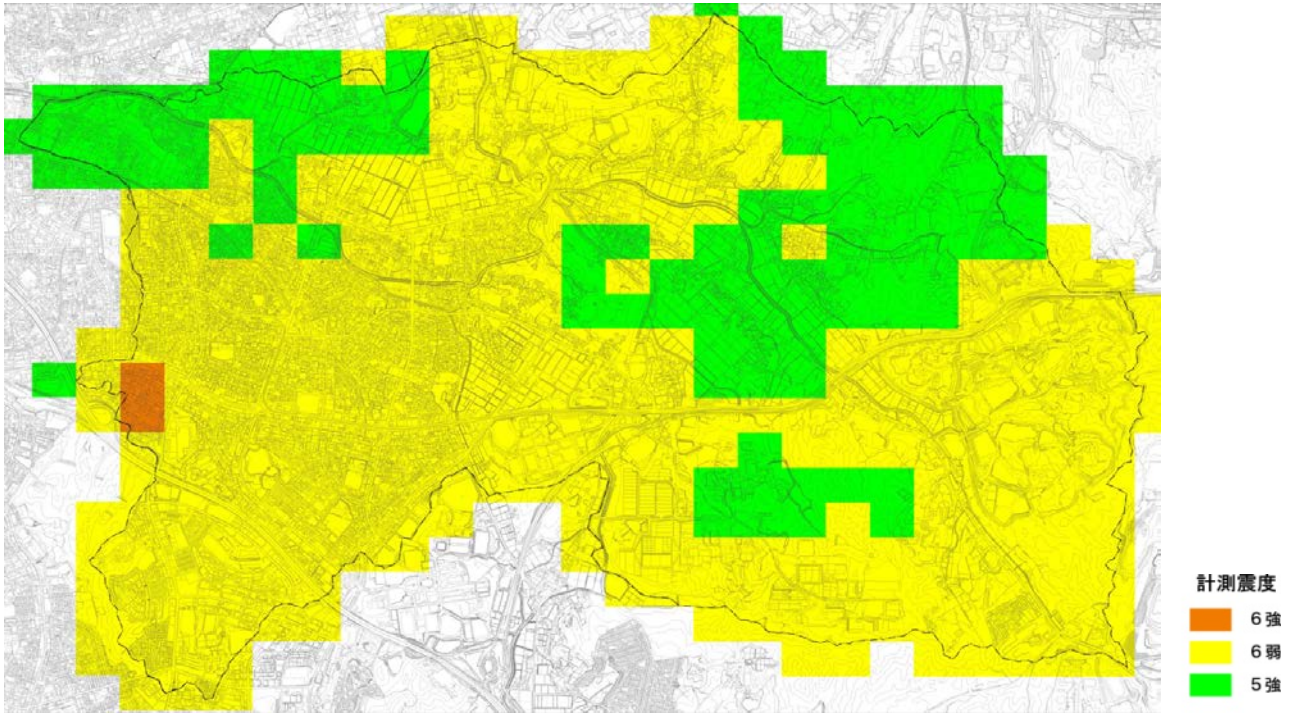
## 5 本市における地震被害想定

近年、1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災、2011（平成23）年3月の東日本大震災、2018（平成30）年6月の大阪府北部地震と大規模地震が全国的に発生しており、長久手市を含む東海地方においても「南海トラフ地震」の発生が危惧されています。南海トラフ地震の発生により生じる地震の規模及び被害の状況については、2014（平成26）年5月に愛知県防災会議において、被害予測調査結果が発表されました。南海トラフで繰り返し発生している規模の大きな地震を重ね合わせたモデルである「過去地震最大モデル」によると、長久手市内では震度5強から6強までの揺れが発生し、建物被害は揺れや火災により約80棟が全壊・焼失すると想定されています。

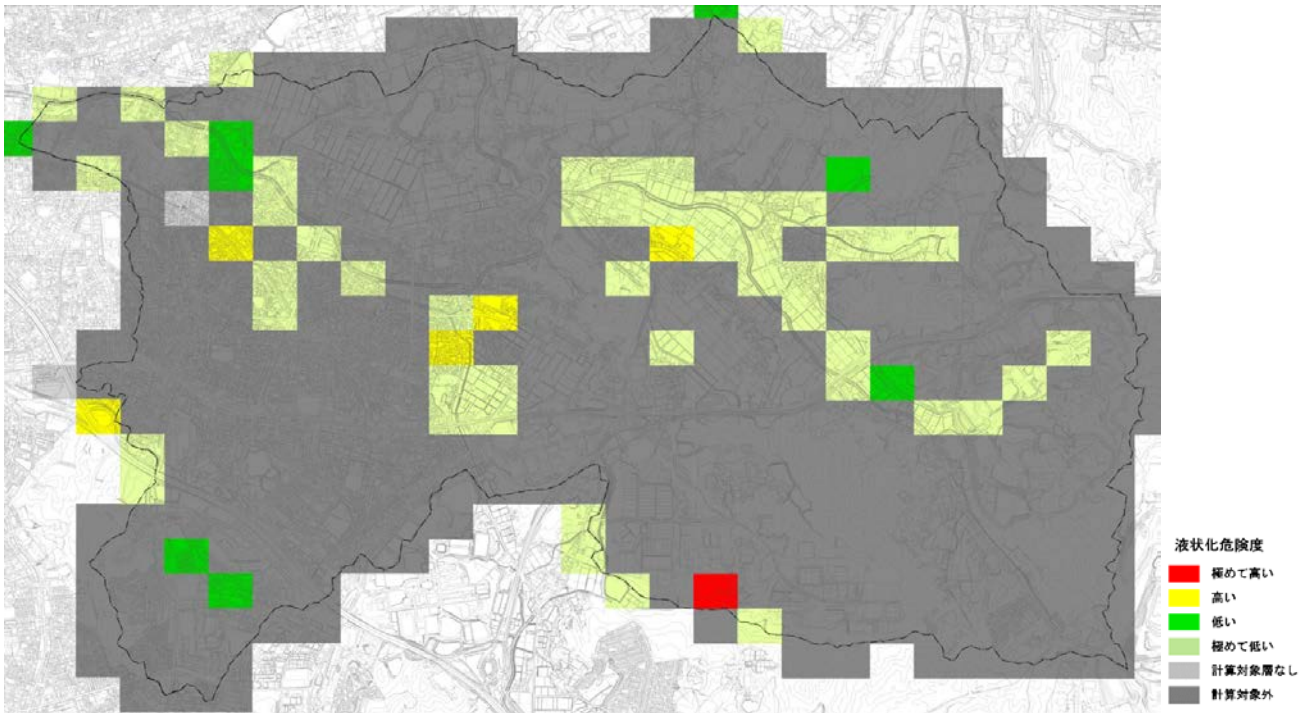


資料提供：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）より

長久手市の震度分布 「過去地震最大モデル」による想定



長久手市の液状化危険度分布 「過去地震最大モデル」による想定



※危険度判定には、地盤改良等の液状化対策効果は見込んでいません。



## ＜過去地震最大モデルによる被害想定＞

最大震度	6 強
人的被害（死者）	被害わずか

### 【冬・夕方（18時）】

	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
全壊・焼失棟数(棟)	約70	*	*	*	約10	約80

\*：被害わずか

### 【冬・早朝（5時）】

	建物倒壊等	（うち屋内 収容物移動・転倒、 屋内落下物）	浸水・津波	（うち自力 脱出困難）		急傾斜地 崩壊等	火災	合計
				（うち逃げ 遅れ）				
死者数	*	*	*	*	*	*	*	*

\*：被害わずか

資料提供：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）より

## 過去地震最大モデルとは

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きい地震（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルです。

南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。そうした中、南海トラフで発生する地震のうち、既往最大と言われる1707年の「宝永地震」（M8.6）は、約300年前に発生しており、その発生間隔はおよそ300～600年と言われていることから、宝永クラスの地震をベースに、1854年安政東海（M8.4）、1854年安政南海（M8.4）、1944年昭和東南海（M7.9）、1946年昭和南海（M8.0）の揺れや津波高を網羅できるように設定したモデルです。

# 第3章 耐震化の現状

住宅・建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震に関する基準に関しては、1981（昭和56）年6月に大きく改正されました。改正後に建築された建築物（以下、「新耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震住宅」という。）は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物（以下、「旧耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「旧耐震住宅」という。）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。よって、本計画では、「新耐震建築物」と「旧耐震建築物で耐震診断の結果、耐震性ありと判定された建築物」、「旧耐震建築物で耐震改修を行った建築物」及び「前述以外の旧耐震建築物の一定割合<sup>\*</sup>」が耐震性が確保されているものとし、それ以外の建築物を耐震性が確保されていないものとしします。

※耐震診断を行った旧耐震建築物のうち耐震性があると判定された割合

## 1 住宅の耐震化の現状

本市の住宅（戸建て住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅）の耐震化の状況は、総数12,447棟のうち、耐震性があると判断されるものは、10,517棟となっており約84%の住宅で耐震性があると推計されます。2014（平成26）年度時点と比較すると、新耐震住宅数は1,316棟増加する一方で旧耐震住宅数は377棟減少しています。また、新耐震住宅と旧耐震住宅を合わせた耐震性がある住宅数は、この5年間で1,265棟増加しています。また一方で、耐震性がないと判断される住宅が木造1,770棟、非木造160棟、合計1,930棟存在することから、これらの住宅の耐震化促進に努めていきます。

### ■耐震性のある住宅の割合（推計値）

（単位：棟）

年度	分類	総数	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅		耐震性のある住宅 ①+②	耐震化率
				(計)	耐震性 あり②		
2007 (平成19) 年度	木造住宅	7,307	4,343	2,964	144	2,820	61%
	非木造住宅	3,095	2,553	542	349	193	93%
	計	10,402	6,896	3,506	493	3,013	71%
2014 (平成26) 年度	木造住宅	7,700	5,064	2,636	557	2,079	73%
	非木造住宅	3,808	3,321	487	310	177	95%
	計	11,508	8,385	3,123	867	2,256	80%
2020 (令和2) 年度	木造住宅	8,284	5,971	2,313	543	1,770	78%
	非木造住宅	4,163	3,730	433	273	160	96%
	計	12,447	9,701	2,746	816	1,930	84%

※住宅数は2020(令和2)年1月1日時点の固定資産課税台帳を使用しています。

#### 【旧耐震住宅推計値】

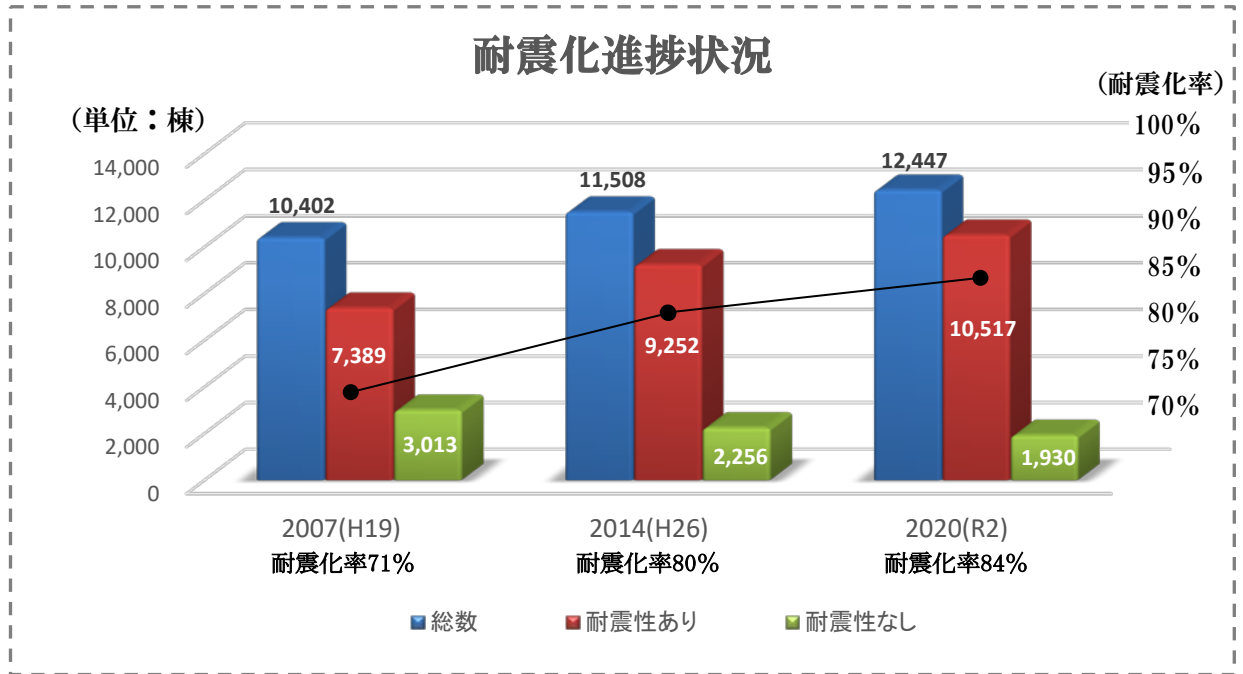
木造住宅の耐震性ありは、耐震診断・改修実績と木造住宅推計値◆を用いて算定しています。非木造住宅の耐震性ありについては国の推計値を用いて算定しています。延べ面積20㎡以下の附属的建物は除いています。

◆木造住宅推計値とは、旧耐震住宅のうち2×4工法等、一般的に耐震性があると見込まれる木造住宅の割合15.8%（木造住宅耐震化推計値）を耐震性ありとしています。

■本計画策定時からの耐震化進捗状況

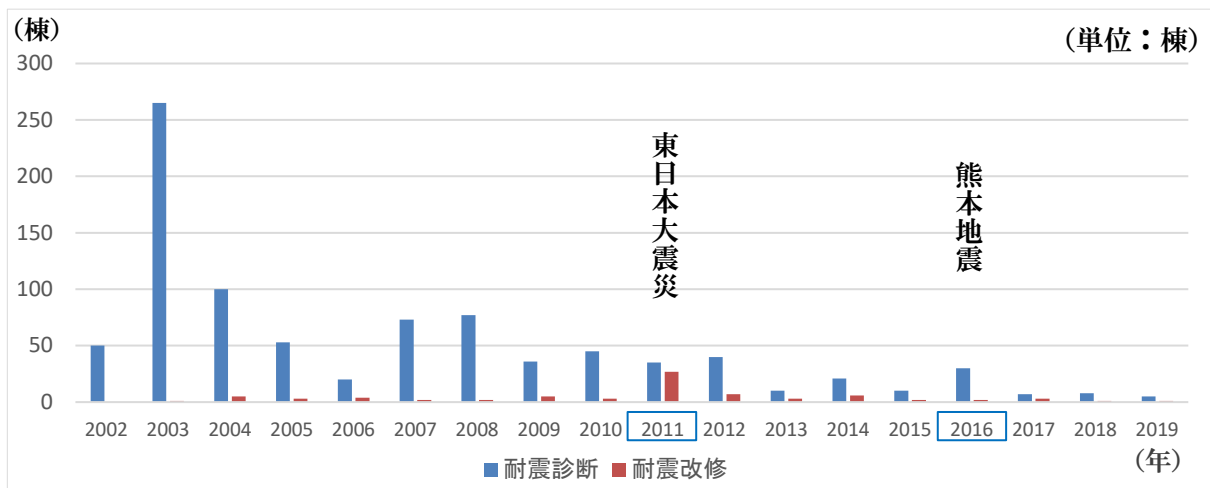
(単位：棟)

分類	2007（平成19）年1月時点				2014（平成26）年1月時点				2020（令和2）年1月時点			
	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木造住宅	7,307	4,487	2,820	61%	7,700	5,621	2,079	73%	8,284	6,514	1,770	78%
非木造住宅	3,095	2,902	193	93%	3,808	3,631	177	95%	4,163	4,003	160	96%
計	10,402	7,389	3,013	71%	11,508	9,252	2,256	80%	12,447	10,517	1,930	84%



■旧耐震基準の木造住宅の補助実績

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助実績は、診断件数については、制度の開始の翌年度から2年間で最も多く、以降、東日本大震災2011（平成23）年までは、ほぼ横ばい傾向で、以降は減少傾向にあり、熊本地震2016（平成28）年が発生した年度は前年度に比べ増加していますが、近年はさらに減少傾向にあります。一方、改修件数については、東日本大震災2011（平成23）年が発生した年度は、前年度の約9倍となりましたが、近年は診断件数同様減少傾向にあります。



## 2 建築物の耐震化の現状

### (1) 耐震診断義務付け建築物等

2013（平成25）年11月の法改正により、一定の要件に該当する既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられました。

#### ア 要緊急安全確認大規模建築物（多数の者が利用する大規模建築物等）の耐震化の現状

2020（令和2）年度時点では、県計画で本市に耐震診断を義務付けられた対象建築物はありません。

#### イ 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

##### (ア) 防災上重要な建築物

2020（令和2）年度時点では、県計画で本市に耐震診断を義務付けられた対象建築物はありません。

##### (イ) 通行障害既存耐震不適格建築物

2020（令和2）年度時点では、県計画で本市に耐震診断を義務付けられた対象建築物はありません。また、本計画でも指定されていません。

### (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況（耐震診断が努力義務化される建築物）

特定既存耐震不適格建築物は、法第14条に示される建築物で所有者は、耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うように努めなければならないとされています。

#### ア 多数の者が利用する建築物

本市における、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）は、2020（令和2）年度時点では17棟となっています。

#### イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

本市における、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）は、2020（令和2）年度時点ではありません。

## ウ 通行障害既存耐震不適格建築物

本市における、法第14条第3号により規定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）は、2020（令和2）年度時点では、55棟（下表のとおり）となっています。

### ■耐震性が不明な建築物数

（単位：棟）

路線名	通行障害既存耐震不適格建築物
第1次緊急輸送道路	0
第2次緊急輸送道路	10
第3次緊急輸送道路	45
合計	55

【(2) 特定既存耐震不適格建築物（通行障害既存耐震不適格建築物であるものを含む）の耐震化の状況及び実績】

法	分類	公的建築物	民間建築物	公共+民間	
ア 法 第 14 条 第 1 号 建 築 物	学校	対象建築物数（旧耐震）	15	1	16
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	15	0	15
		うち、耐震性あり : b	3	0	3
		うち、耐震性なし : c	12	0	12
		うち、耐震性不明 : d	0	0	0
		耐震改修実施棟数	12	0	12
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する学校	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり : b			0
		うち、耐震性なし : c			0
		うち、耐震性不明 : d			0
		耐震改修実施棟数			0
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	病院, 診療所	対象建築物数（旧耐震）	0	1	1
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり : b		0	0
		うち、耐震性なし : c		0	0
		うち、耐震性不明 : d		0	0
		耐震改修実施棟数		0	0
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する病院, 診療所	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
	耐震改修実施棟数			0	
	建替実施棟数				
除却実施棟数					
劇場, 集会場等	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
	耐震改修実施棟数			0	
	建替実施棟数				
除却実施棟数					
うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する劇場, 集会所等	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
	耐震改修実施棟数			0	
	建替実施棟数				
除却実施棟数					
店舗等	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
	耐震改修実施棟数			0	
	建替実施棟数				
除却実施棟数					
うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する店舗等	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
	耐震改修実施棟数			0	
	建替実施棟数				
除却実施棟数					

【(2) 特定既存耐震不適格建築物（通行障害既存耐震不適格建築物であるものを含む）の耐震化の状況及び実績】

法	分類	公的建築物	民間建築物	公共+民間		
	ホテル, 旅館等	対象建築物数 (旧耐震)	0	0	0	
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
		うち、耐震性あり : b			0	
		うち、耐震性なし : c			0	
		うち、耐震性不明 : d			0	
		耐震改修実施棟数			0	
		建替実施棟数				
		除却実施棟数				
		うち要緊急安全確認大規模建築物に該当するホテル, 旅館等	対象建築物数 (旧耐震)	0	0	0
			耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0
	うち、耐震性あり : b				0	
	うち、耐震性なし : c				0	
	うち、耐震性不明 : d				0	
	耐震改修実施棟数				0	
	建替実施棟数					
	除却実施棟数					
	賃貸共同住宅等		対象建築物数 (旧耐震)	13	15	28
			耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	13	2	15
		うち、耐震性あり : b	11	1	12	
		うち、耐震性なし : c	2	1	3	
		うち、耐震性不明 : d	0	0	0	
		耐震改修実施棟数	0	1	1	
		建替実施棟数				
		除却実施棟数				
うち要緊急安全確認大規模建築物に該当する賃貸共同住宅等		対象建築物数 (旧耐震)	0	0	0	
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0		
	うち、耐震性なし : c			0		
	うち、耐震性不明 : d			0		
	耐震改修実施棟数			0		
	建替実施棟数					
	除却実施棟数					
	社会福祉施設等	対象建築物数 (旧耐震)	0	0	0	
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
うち、耐震性あり : b				0		
うち、耐震性なし : c				0		
うち、耐震性不明 : d				0		
耐震改修実施棟数				0		
建替実施棟数						
除却実施棟数						
うち要緊急安全確認大規模建築物に該当する社会福祉施設等		対象建築物数 (旧耐震)	0	0	0	
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0		
	うち、耐震性なし : c			0		
	うち、耐震性不明 : d			0		
	耐震改修実施棟数			0		
	建替実施棟数					
	除却実施棟数					
	公益上必要な建築物	消防庁舎	対象建築物数 (旧耐震)	0	0	0
			耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0		0
うち、耐震性あり : b					0	
うち、耐震性なし : c					0	
うち、耐震性不明 : d					0	
耐震改修実施棟数				0		
建替実施棟数						
除却実施棟数						
うち要緊急安全確認大規模建築物に該当する消防庁舎		対象建築物数 (旧耐震)	0	0	0	
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0		0	
	うち、耐震性あり : b			0		
	うち、耐震性なし : c			0		
	うち、耐震性不明 : d			0		
耐震改修実施棟数			0			
建替実施棟数						
除却実施棟数						

【（２）特定既存耐震不適格建築物（通行障害既存耐震不適格建築物であるものを含む）の耐震化の状況及び実績】

法	分類	公的建築物	民間建築物	公共+民間	
公益 上 必 要 な 建 築 物	警察庁舎	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり：b			0
		うち、耐震性なし：c			0
		うち、耐震性不明：d			0
		耐震改修実施棟数			0
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する 警察庁舎	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり：b			0
		うち、耐震性なし：c			0
		うち、耐震性不明：d			0
		耐震改修実施棟数			0
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	その他の 一般庁舎	対象建築物数（旧耐震）	6	0	6
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	6	0	6
		うち、耐震性あり：b	0	0	0
		うち、耐震性なし：c	6	0	6
		うち、耐震性不明：d	0	0	0
		耐震改修実施棟数	6	0	6
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する その他の一般庁舎	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり：b			0
うち、耐震性なし：c				0	
うち、耐震性不明：d				0	
耐震改修実施棟数				0	
建替実施棟数					
除却実施棟数					
その他	うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する その他	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり：b			0
		うち、耐震性なし：c			0
		うち、耐震性不明：d			0
		耐震改修実施棟数			0
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	その他	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり：b			0
		うち、耐震性なし：c			0
		うち、耐震性不明：d			0
		耐震改修実施棟数			0
建替実施棟数					
除却実施棟数					
合 計	合計	対象建築物数（旧耐震）	34	17	51
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	34	2	36
		うち、耐震性あり：b	14	1	15
		うち、耐震性なし：c	20	1	21
		うち、耐震性不明：d	0	0	0
		耐震改修実施棟数	18	1	19
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	うち要緊急安全確認 大規模建築物 合 計	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数：a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり：b	0	0	0
		うち、耐震性なし：c	0	0	0
		うち、耐震性不明：d	0	0	0
		耐震改修実施棟数	0	0	0
		建替実施棟数			
除却実施棟数					



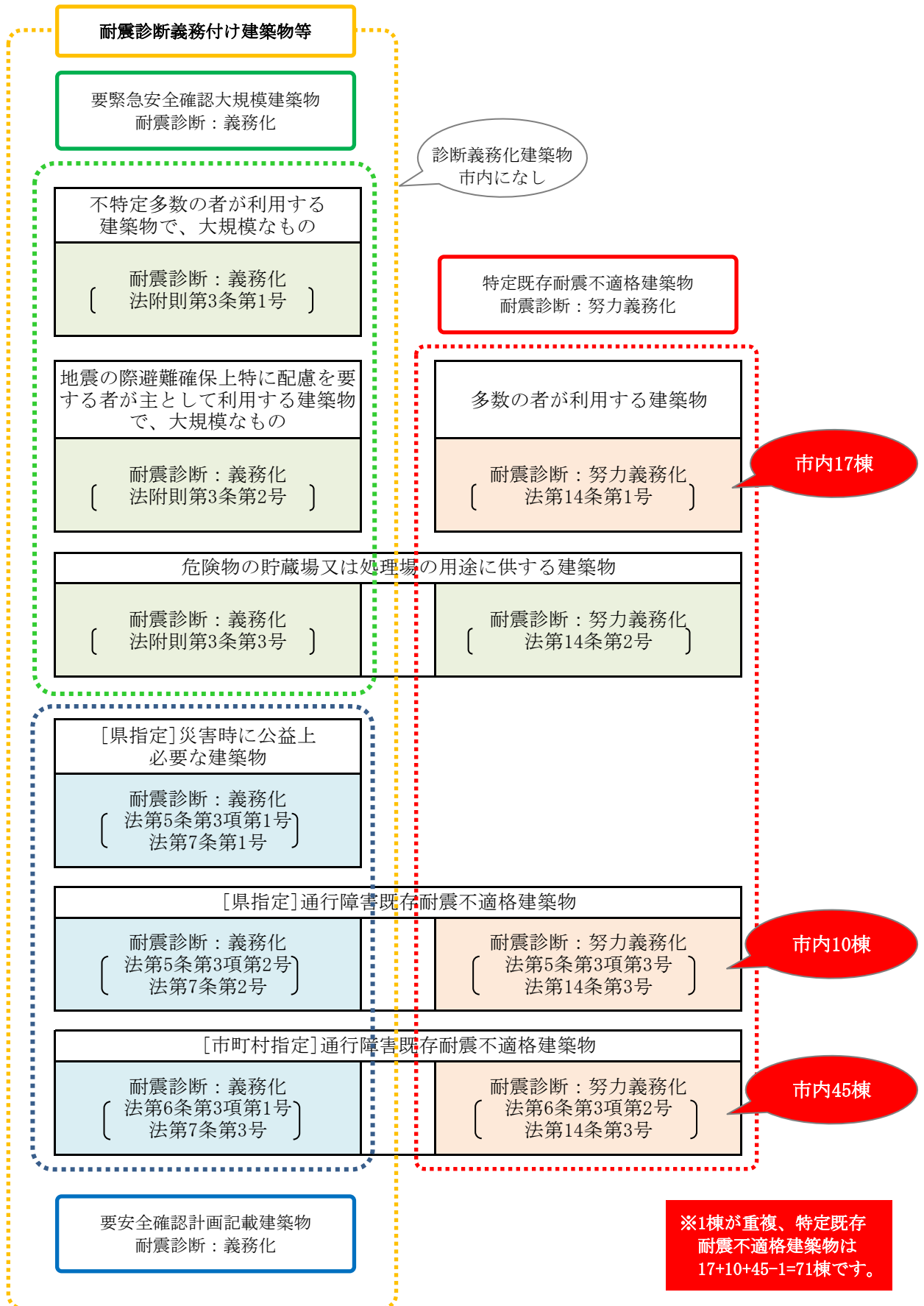
【(2) 特定既存耐震不適格建築物（通行障害既存耐震不適格建築物であるものを含む）の耐震化の状況及び実績】

法	分類	公的建築物	民間建築物	公共+民間	
イ 法第14条第2号建築物 危険物の貯蔵場等	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
	耐震改修実施棟数			0	
	建替実施棟数				
	除却実施棟数				
	うち要緊急安全確認 大規模建築物 に該当する 危険物の貯蔵場等	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
	耐震改修実施棟数			0	
建替実施棟数					
除却実施棟数					
ウ 法第14条第3号建築物及び 要安全確認計画記載建築物 (避難路沿道及び防災拠点) ※政令第4条第2号の通行障害建築物 となる組積造(ブロック塀等)の塀 は含んでいません。	対象建築物数（旧耐震）	0	58	58	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	14	14	
	うち、耐震性あり : b		2	2	
	うち、耐震性なし : c		12	12	
	うち、耐震性不明 : d		0	0	
	耐震改修実施棟数		1	1	
	建替実施棟数				
	除却実施棟数				
	分譲マンション	対象建築物数（旧耐震）	0	1	1
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0
		うち、耐震性あり : b		0	0
		うち、耐震性なし : c		0	0
		うち、耐震性不明 : d		0	0
	耐震改修実施棟数		0	0	
建替実施棟数					
除却実施棟数					
うち要安全確認計画 記載建築物 (避難路沿道) に該当する 分譲マンション	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
耐震改修実施棟数			0		
建替実施棟数					
除却実施棟数					
うち要安全確認計画 記載建築物 (防災拠点) に該当する 分譲マンション	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	0	0	
	うち、耐震性あり : b			0	
	うち、耐震性なし : c			0	
	うち、耐震性不明 : d			0	
耐震改修実施棟数			0		
建替実施棟数					
除却実施棟数					
分譲マンション以外	対象建築物数（旧耐震）	0	57	57	
	耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	14	14	
	うち、耐震性あり : b		2	2	
	うち、耐震性なし : c		12	12	
	うち、耐震性不明 : d		0	0	
	耐震改修実施棟数		1	1	
	建替実施棟数				
	除却実施棟数				
	うち要安全確認計画 記載建築物 (避難路沿道) に該当する 分譲マンション以外	対象建築物数（旧耐震）	0	57	57
		耐震診断実施棟数 : a = b + c + d	0	14	14
		うち、耐震性あり : b		2	2
		うち、耐震性なし : c		12	12
		うち、耐震性不明 : d		0	0
	耐震改修実施棟数		1	1	
建替実施棟数					
除却実施棟数					

【(2) 特定既存耐震不適格建築物（通行障害既存耐震不適格建築物であるものを含む）の耐震化の状況及び実績】

法	分類	公的建築物	民間建築物	公共+民間	
	うち要安全確認計画記載建築物（防災拠点）に該当する分譲マンション以外	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数 : $a = b + c + d$	0	0	0
		うち、耐震性あり : b			0
		うち、耐震性なし : c			0
		うち、耐震性不明 : d			0
		耐震改修実施棟数			0
		建替実施棟数			
	除却実施棟数				
	うち要緊急安全確認大規模建築物（法第14条第3号建築物にも該当しているもの）	対象建築物数（旧耐震）	0	0	0
		耐震診断実施棟数 : $a = b + c + d$	0	0	0
		うち、耐震性あり : b			0
		うち、耐震性なし : c			0
		うち、耐震性不明 : d			0
		耐震改修実施棟数			0
建替実施棟数					
除却実施棟数					

# 法における建築物の区分及び本市の状況



### 3 これまでの耐震に関する取組実績

#### (1) 普及・啓発活動

本市では、旧耐震住宅の耐震化を図るために、無料耐震診断・耐震改修費補助事業等の周知や、市民の耐震に関する関心を高めるためのPR活動等を実施してきました。

##### ア ダイレクトメールの送付

木造の旧耐震住宅の所有者に対し、耐震化の重要性、無料耐震診断・耐震改修費補助事業等に関する案内を2003（平成15）年度から送付してきました。

##### イ 耐震診断ローラー作戦

これまでに、木造の旧耐震住宅が多い地区において、耐震診断の必要性を周知し、受診を促すために個別訪問を行いました。

##### ウ PR活動

防災訓練での耐震啓発ブースの出展や、市の広報や地域の回覧板、ホームページ等による無料耐震診断・耐震改修費補助事業等のPR活動を行いました。

##### エ 出前講座

市民等で構成する団体が主催する集会等に市職員を派遣し、耐震にかかる補助制度の説明をし、意見交換を行う出前講座を2014（平成26）年度から行いました。

##### オ 住まいの耐震相談会

専門家（建築士）による地震に対する住まいの個別相談会を愛知県建築物地震対策推進協議会主催事業として2018（平成30）年度及び2019（令和元）年度に、長久手市、瀬戸市、尾張旭市の3市合同で開催しました。

##### カ 防災マップの配布

市民や住宅・建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として認識できるように、地震による危険性の程度を示す防災マップを2007（平成19）年度、2014（平成26）年度に全戸配布しました。また、その記載内容については適宜見直しを行っており、直近では2019（令和元）年度に改訂版を発行しました。

## (2) 補助事業の実績

### ア 民間木造住宅耐震診断事業

旧耐震基準の木造住宅の耐震化を図るために、2002（平成14）年度より無料で耐震診断を受けられる事業を実施してきました。

■民間木造住宅耐震診断事業実績表

(単位：棟)

	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度	2004 (H16) 年度	2005 (H17) 年度	2006 (H18) 年度	2007 (H19) 年度	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	合計
耐震診断	50	265	100	53	20	73	77	36	45	35	40	10	21	10	30	7	8	5	885

### イ 民間木造住宅耐震改修費補助事業

市が実施する木造住宅無料耐震診断を受診した結果、耐震基準の判定値が1.0未満と診断された木造住宅又は（一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断で得点が80点未満と診断された木造住宅に対し、耐震改修費の一部を補助する事業を実施してきました。

■木造住宅耐震改修費補助事業実績表

(単位：棟)

	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度	2004 (H16) 年度	2005 (H17) 年度	2006 (H18) 年度	2007 (H19) 年度	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	合計
耐震改修	-	1	5	3	4	2	2	5	3	27	7	3	6	2	2	3	1	1	77

### ウ 非木造共同住宅耐震改修促進事業

旧耐震基準の非木造共同住宅を対象に、耐震診断に要する費用の一部を補助する「非木造共同住宅耐震診断費補助事業」と、その耐震診断の結果「安全な構造でない」と判定された建物の耐震改修に要する費用の一部を補助する「非木造共同住宅耐震改修設計費補助事業」と「非木造共同住宅耐震改修費補助事業」を実施し、2012（平成24）年度に1件の耐震診断費補助を行いました。

### エ 木造住宅除却工事費補助事業

市が実施する木造住宅無料耐震診断を受診した結果、判定値が1.0未満と診断された非木造住宅の除却工事を行う方に対し、その工事に要する費用の一部を補助する事業を2018（平成30）年度から実施してきました。

■木造住宅除却工事費補助事業実績表（単位：棟）

	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	合計
除却	0	2	2

参考：建設リサイクル法届出実績表（単位：件）

	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	合計
届出	28	25	26	30	55	35	199

※建設リサイクル法に基づき提出された旧耐震木造住宅の除却（解体）件数

## オ 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

住宅の減災化の取組として、地震発生時における木造住宅の倒壊等から、避難にあたり支援が必要と見込まれる高齢者、障がい者の生命を守るため、市が実施する木造住宅無料耐震診断を受診した結果、耐震基準の判定値が0.4以下又は（一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断の得点が40点以下と診断された木造住宅に耐震シェルターの整備費用の一部を補助する事業を2014（平成26）年度から実施してきました。

■木造住宅耐震シェルター整備費補助事業実績表（単位：個）

	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	合計
耐震シェルター	0	0	0	0	0	0	0

## カ ブロック塀等撤去費補助事業

倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去を実施する方に対し、その工事に要する費用の一部を補助する事業を2018（平成30）年度から実施してきました。

■ブロック塀等撤去費補助事業実績表（単位：件）

	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	合計
撤去	9	5	14

## キ 代理受領制度

申請者（建物所有者等）との契約により、耐震改修工事等を実施した工事施工者等が申請者の委任を受け、市からの補助金の受領を代理で行うことができる制度を2019（令和元）年度から実施しています。本制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されるものです。

## ク 家具転倒防止事業

地震時におけるタンスなどの家具転倒による被害を防止するため、避難にあたり支援が必要と見込まれる高齢者及び障がい者世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付け事業を実施してきました。

■家具転倒防止事業実績表

（単位：件）

	2005 (H17) 年度	2006 (H18) 年度	2007 (H19) 年度	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	合計
取付数	11	13	10	11	10	8	25	7	5	3	12	11	5	10	8	149

### (3) 調査・検討

#### ア 耐震及び減災に関する意識調査

旧耐震住宅の所有者等に対し、建築物の耐震化に対する意識や考え方、耐震化を進められない要因、補助制度の課題、減災に関する考え方の把握と施策を検討するために、2014（平成26）年度及び2020（令和2）年度に耐震・減災に関するアンケート（以下「意識調査」）を行いました。

##### 【2014（平成26）年度】

- ・旧耐震住宅の所有者に対する意識調査

##### 【2020（令和2）年度】

- ・旧耐震住宅の所有者に対する意識調査
- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震建築物の所有者に対する意識調査
- ・自主防災組織への意識調査

#### イ 木造住宅耐震改修工事に対する意識調査

これからの耐震改修工事を検討される方や、今後の住宅耐震化事業の啓発活動の参考とするため、これまでに補助金を活用し耐震改修工事を行った方に対し、「工事を行ったきっかけ」や「工事を行って良かった点」等を伺う意識調査を2019（令和元）年度に実施し、ホームページに公表しました。

#### ウ 市内ブロック塀等調査

市内の道路に面するブロック塀等に対し、2018（平成30）年度に自治会・防災会などの地域の方々に協力をいただき、調査を実施しました。この調査結果をもとに市役所職員によるブロック塀等の安全点検を2019（令和元）年度に実施しました。

また、この結果を踏まえ、2020（令和2）年度に危険なブロック塀等の箇所「45箇所」の再調査を実施した結果「42箇所」の危険と思われるブロック塀等を把握しました。

■市内ブロック塀等調査実績表（学校区別）

（単位：箇所）

	長小	西小	東小	北小	南小	市が洞小	合計
2018(H30)調査	315	236	229	287	353	164	1,584
2019(R1)危険箇所	9	6	8	9	13	0	45
2020(R2)危険箇所	9	6	8	7	12	0	42

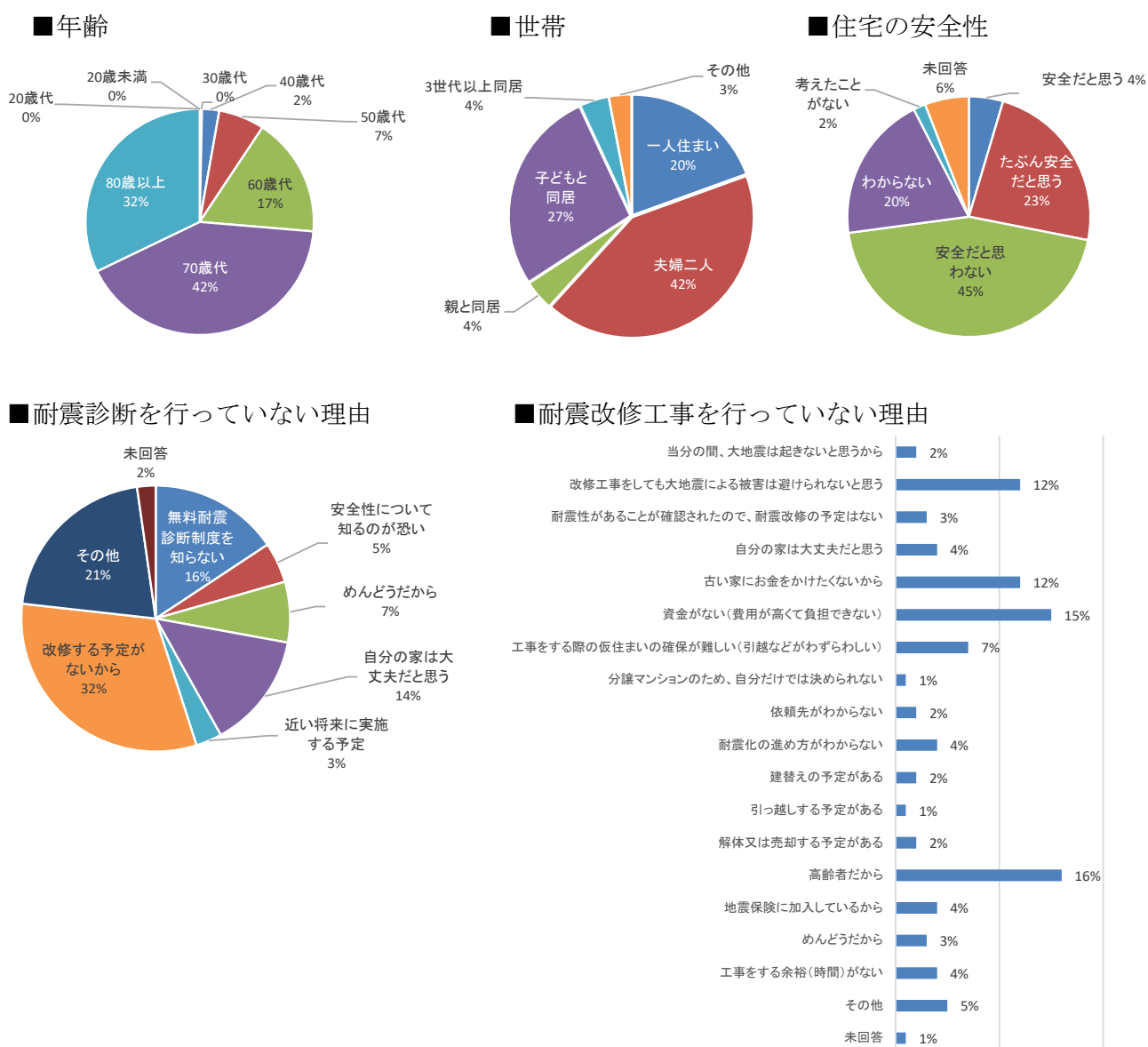
# 第4章 住宅・建築物の耐震化の現状の課題

## 1 現状の課題と今後の対策

### (1) 旧耐震住宅

第1次計画（2007（平成19）年度）策定以降、これまで住宅の耐震化に向けた取組を推進してきましたが、2020（令和2）年度末の耐震化率は、約84%と推計され、第2次計画で定めた2020（令和2）年度末の耐震化率95%の目標には至りませんでした。そのため、耐震化の一層の推進にあたり、現状の耐震化に対する意識や考え方、耐震化を進められない要因、補助制度の課題、減災に関する考え方の把握と施策の検討のため、旧耐震住宅の所有者（1,721件）に対し意識調査を実施しました。

#### <調査結果（抜粋）>





## <課題>

旧耐震住宅の所有者の傾向として、年齢は約7割以上が70歳以上の高齢者で、家族構成として約6割以上が夫婦2人もしくは1人世帯で、大半の方が南海トラフ地震への不安を抱えています。また、各補助制度を知っているとの回答が多い反面、耐震診断及び耐震改修を実施していない人が多い傾向にありました。実施していない理由として、資金不足や高齢のためとの切実な理由が多く、また、耐震工事以外に特にとった対策もないという傾向でした。

また、これまでの補助事業の実績から、耐震診断件数に対し、耐震改修の割合が高くない傾向にあります。また、近年の傾向として築年数からくる老朽化等から改修費が増加傾向にあると言われてしています。

## <対応策>

住宅所有者が高齢者のみの世帯が多く、資金がなく費用の負担ができないことが課題となっています。

そこで、今後は特に高齢の所有者へ向けた耐震化・減災化の取組を強化する視点が重要であると考えます。対応策としては、「高齢者に対する普及・啓発手法の検討」、「専門家による相談の機会の提供」、「安価な耐震改修工法の情報提供」、「耐震シェルター・防災ベッド・家具の転倒防止事業等減災化へ向けた対策」、「住宅を解体・除却し建替えを促進する取組」が考えられます。

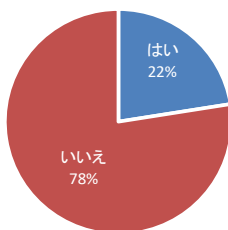
耐震改修を行っていない理由として、「古い家にお金をかけたくない」、「耐震改修工事をしても大地震による被害は避けられない」などの意見も多くあり、今後は耐震改修以外の支援の在り方を検討し、より一層耐震化・減災化へ向けた対策の検討が必要です。

## (2) 緊急輸送道路沿いの旧耐震建築物

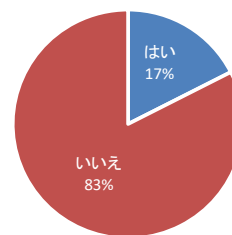
災害時に救急消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送の確保のため重要な市内の緊急輸送道路沿いの旧耐震建築物を所有している方67件に、耐震診断や耐震改修工事等に対する意向を把握し、今後の施策に反映させることを目的として意識調査を行いました。

### <調査結果（抜粋）>

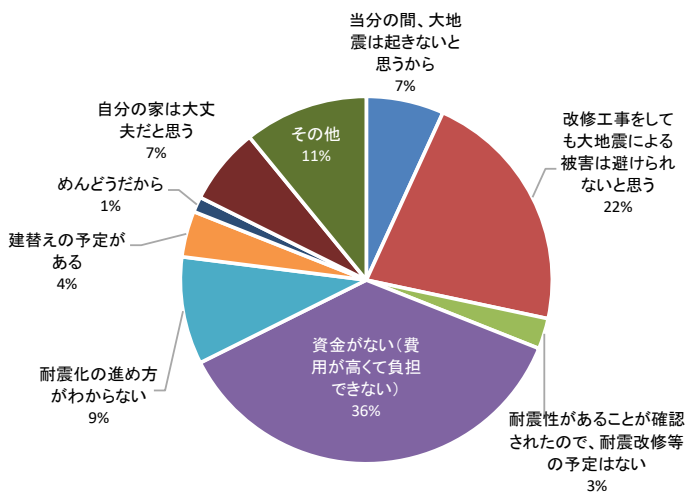
#### ■ 緊急輸送道路を知っていますか



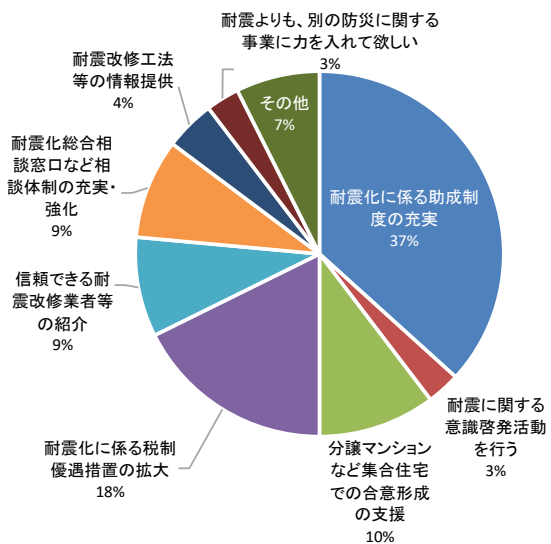
#### ■ 緊急輸送道路に面していることを知っていますか



#### ■ 耐震化を行っていない理由



#### ■ 市に求める対策・支援



### <課題>

緊急輸送道路沿いの旧耐震建築物の所有者の約8割の方が、「緊急輸送道路を知らず、対象の建築物が緊急輸送道路に面していることも知らない」ことが明らかになりました。

また、耐震化を行っていない理由として「資金がない」という意見が多くあり、さらに、耐震化に係る助成金の充実について求められています。

### <対応策>

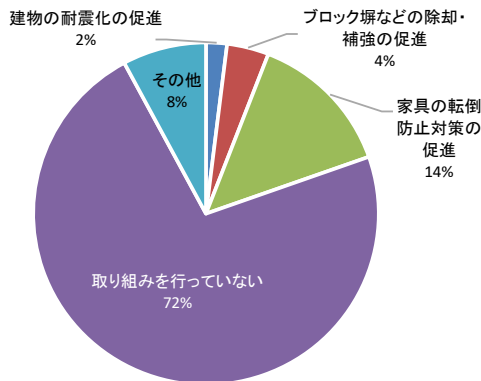
緊急輸送道路沿いの旧耐震建築物の所有者への啓発及び情報提供、補助制度の検討、相談支援の検討が必要です。

### (3) 自主防災組織（防災会）

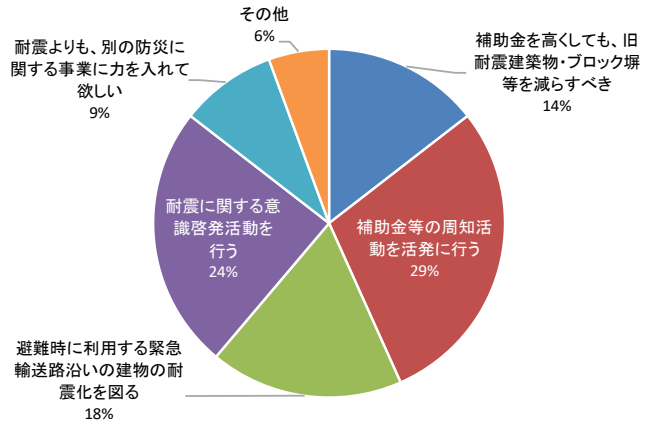
近年、地域の自助、共助、公助の連携がますます求められていることから、市内にある自主防災組織との連携を図るために、市内にある自主防災組織74団体に対し、意識調査を行いました。

#### <調査結果（抜粋）>

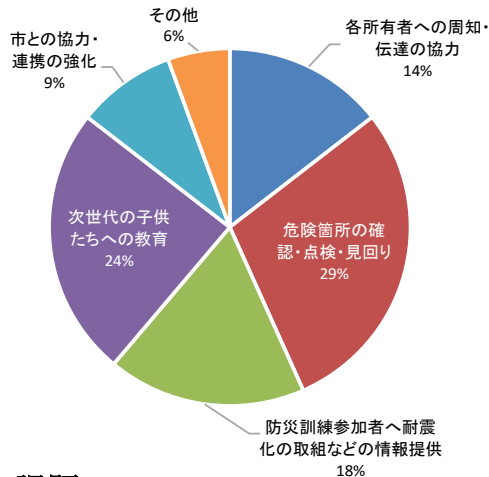
##### ■ 防災会での建物の耐震化の取り組み



##### ■ 防災会から市へ求める対策



##### ■ 防災会と市が連携できる取組



##### ■ どのような地域にしたいか

- ・ 災害に強い地域
- ・ 地震に備えて、安心して住める地域
- ・ 情報伝達が強化された地域
- ・ 耐震化が促進された地域

#### <課題>

防災会は、特段建物の耐震化の取り組みはほとんどなく、建物の耐震化の促進について認知度が低いことが伺えます。建物の耐震化を促進するためには、地域一人ひとりの防災への意識が重要であり、地域住民が主体となって取り組むことで、より耐震化が高まるものと考えられます。地域住民の意識・知識を高めるために自主防災組織と連携し、地域での耐震化・減災化の勉強会等の開催、建物所有者への耐震化の案内、情報提供の方法の検討が必要となります。

#### <対応策>

地域ぐるみの防災活動を通して、自主防災組織と連携し、ブロック塀等危険箇所の確認・点検・見回り、出前講座や専門家の講師派遣等、耐震化の啓発や情報提供等地域でできる耐震化・減災化の取組を行うこと等の検討が必要です。

# 第5章 計画の目標

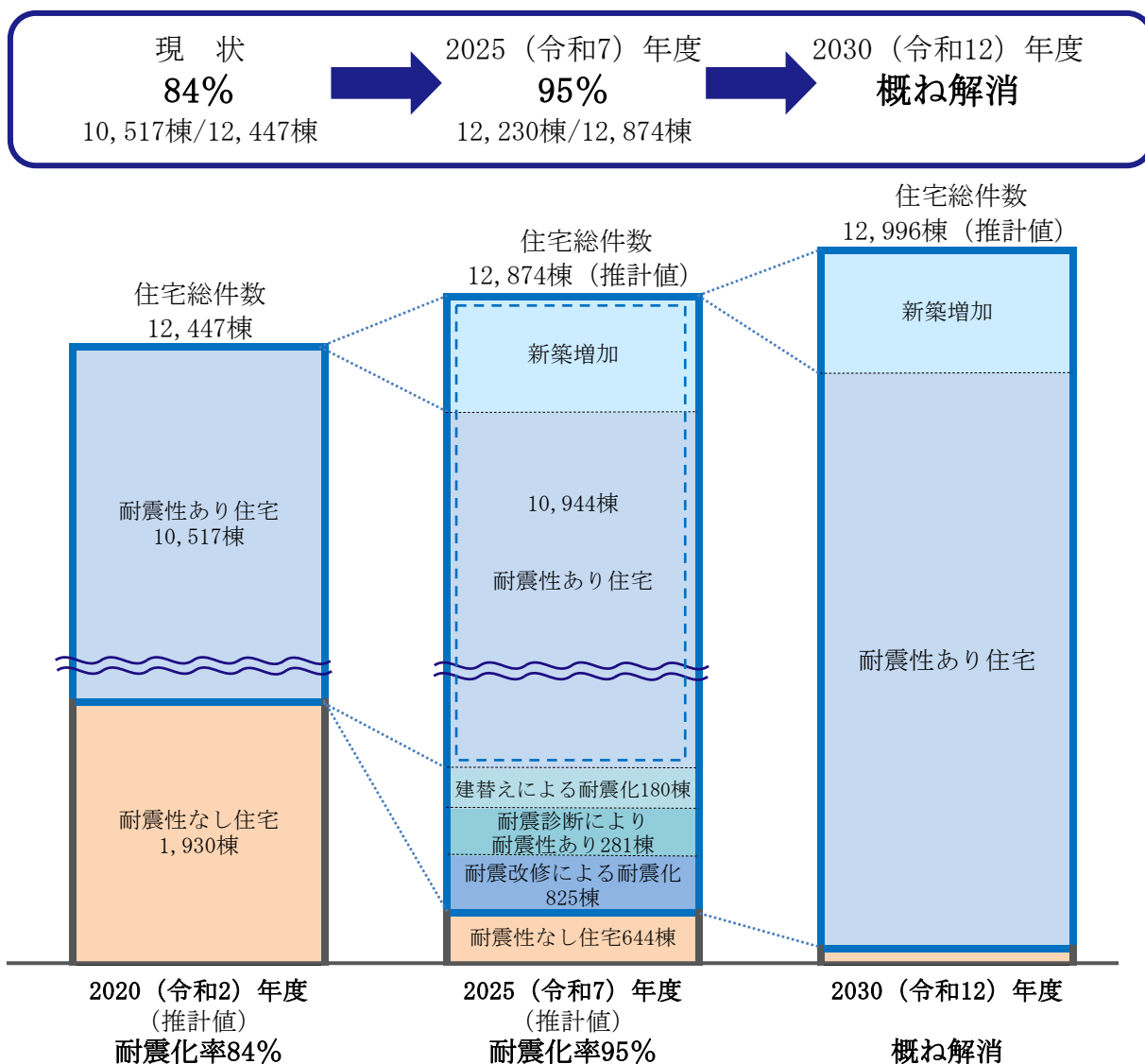
本計画では、国や県が示した目標を踏まえ、目標年次である2030（令和12）年度に向けて住宅の耐震化率の目標を設定すると共に、耐震化されない住宅も含めて、減災化の目標を定めます。

また、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等についても耐震改修を促進していきます。

## 1 住宅の耐震化

住宅については、2025（令和7）年度までの耐震化の目標を95%とし、2030（令和12）年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することとします。

なお、住宅は戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅を対象に目標を定めます。



※推計値の算出には、旧耐震住宅のうち2×4工法等、一般的に耐震性があると見込まれる木造住宅の割合15.8%（木造住宅耐震化推計値）を耐震性ありとしています。

※「耐震性あり住宅」とは、「新耐震住宅」「旧耐震住宅で耐震診断の結果、耐震性ありと判定された住宅」「旧耐震住宅で耐震改修を行った住宅」「旧耐震住宅で木造住宅耐震化推計値により、耐震性ありとした住宅」をいいます。

## 2 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化

2020（令和2）年度時点では、耐震性のない要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物は県及び本計画で指定されていませんが、今後指定された際は、耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

## 3 特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）の耐震化

2020（令和2）年度時点では、耐震性が不明な特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）は、市内に71棟あります。また、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）は17棟あり、各避難所への資材搬入路等となる地震発生時に通行を確保すべき道路に面した通行障害既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）は55棟あります。これらの建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

（単位：棟）

特定既存耐震不適格建築物 （旧耐震建築物に限る。）の現状	2014（平成26） 年度	2020（令和2） 年度
多数の者が利用する建築物	26	17
危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供する建築物	0	0

（単位：棟）

通行障害既存耐震不適格建築物 （旧耐震建築物に限る。）の現状	2014（平成26） 年度	2020（令和2） 年度
第1次緊急輸送道路	0	0
第2次緊急輸送道路	11	10
第3次緊急輸送道路	23	45

※第3次緊急輸送道路は、2014（平成26）年度より本市の地域防災計画の改定で、対象路線が増えたことにより、対象建築物が増えています。

## 4 住宅・建築物の減災化

東日本大震災（2011（平成23）年3月）の経験により、大規模な地震時に人命を守るには、住宅や建築物が倒壊せず、建物の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であることがわかりました。

住宅・建築物の減災化では、容易で効果的な方法により住宅・建築物の倒壊による圧迫死を減少させることを目的に「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目標とし、施策に取り組みます。

**住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る**

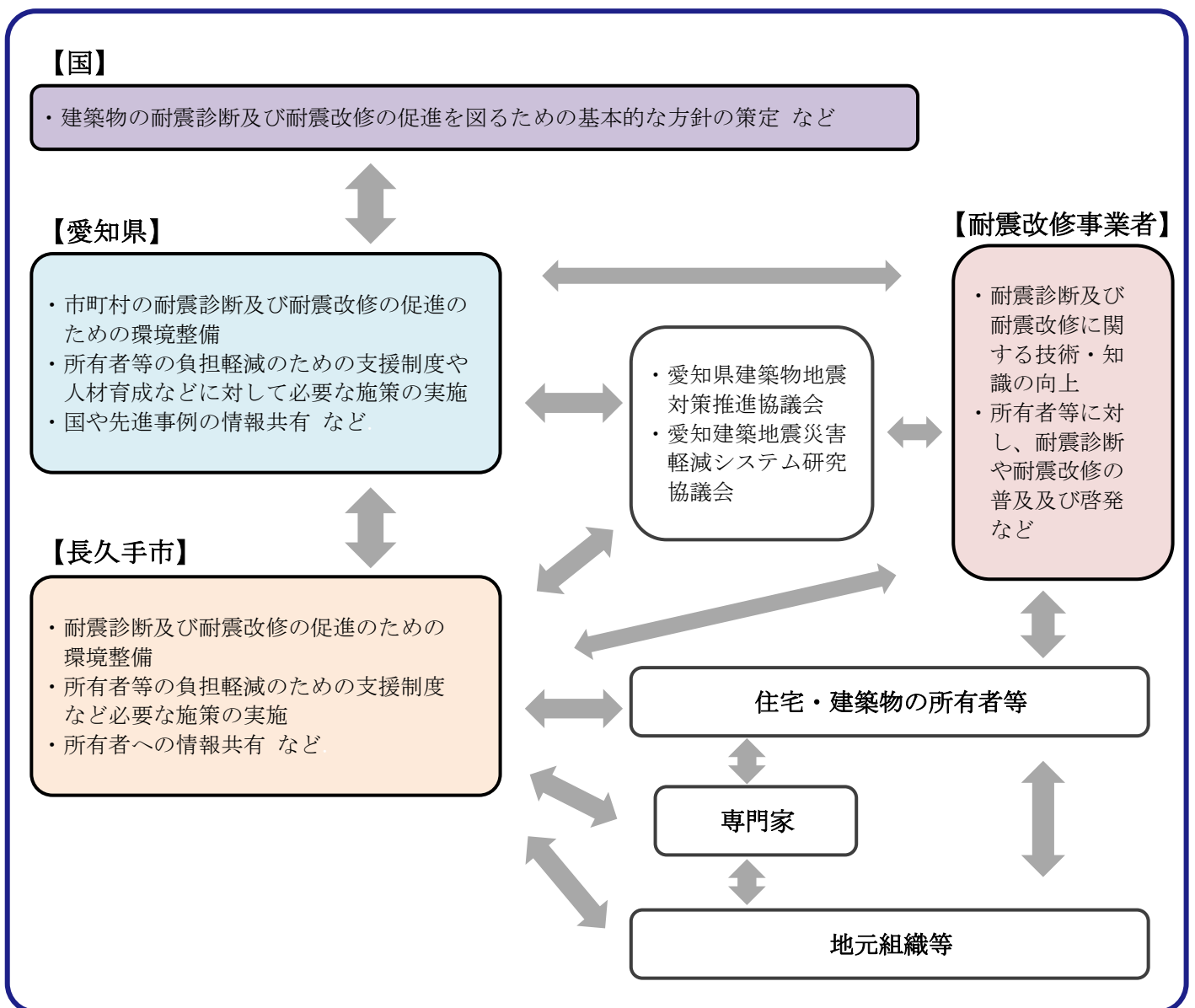
# 第6章 耐震化・減災化の促進を図るための取組

## 1 耐震化・減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化・減災化の促進のためには、住宅・建築物等の所有者が自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、本計画で示している耐震化・減災化の目標を実現するため、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度など必要な施策を講じ、耐震化・減災化の実施を阻害している課題について、国・県等と連携して解決していきます。

また、耐震化されない住宅に対しても「住宅倒壊から人命を守る！」という目標に向けて、減災化の促進を図ります。



図：国・県・市・所有者等の役割分担

## 2 耐震化・減災化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化・減災化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

### (1) 愛知県との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、所管行政庁が行うことと定められています。本市の場合、県が所管行政庁となり、県と連携して、建築物の所有者に対する指導等を行っていきます。

また、住宅の減災化についても、県と連携し推進していきます。

### (2) 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物など特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有管理する建築物が多く含まれます。このため、他の公共施設管理者と協調・連携して円滑に耐震化を推進するものとします。

### (3) 協議会の取り組みの普及・推進

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するための環境整備を推進するため、「人材育成」、「普及・啓発」、「地震に強いまちづくり」及び「市町村支援・連携」の分野に関し、2つの協議会と連携して取り組んでいきます。

#### ア 愛知県建築物地震対策推進協議会

愛知県において、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、長久手市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ10の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が1998（平成10）年に設置されています。

本市においても、推進協議会と連携しながら耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

## イ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

大学、地方公共団体、建築関係団体等が連携して、大学が保有する関連施設や技術力の効率的な利用を図り、建築物における地震災害軽減の研究した成果を広く普及し、県内の建築地震災害の軽減につながることを目的として、県内国立大学法人（名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学）、地方公共団体（県・名古屋市）及び、建築関連6団体で構成される「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（以下「減災協議会」という。）」が2005（平成17）年より設置されています。

本市においても、住宅・建築物の所有者への安価な耐震改修工法による耐震化の普及促進や、地域団体への耐震化、減災化の意識向上を目的とした勉強会や講演会への大学の研究者や専門家の講師派遣などについて協議会と連携しながら、取り組んでいきます。

## 3 住宅の耐震化の促進

### （1）取組の方針

旧耐震住宅の耐震化を図るために、本市では、これまで国・県と協力して住宅の耐震診断と耐震改修費の補助等を行ってきました。今後も引き続き、耐震診断や耐震改修、除却に対する補助制度の活用、税制優遇措置など支援策の周知等、耐震性が不十分な住宅の解消に向け、所有者等を支援する取組を行います。また本計画策定にあたり実施した意識調査の結果等を受け、今後、現支援策の拡充等を検討し、さらなる耐震化の促進を図っていきます。

### （2）耐震診断の促進

旧耐震基準の住宅の耐震化を促進していくためには、まず自らの住宅の耐震性について知ってもらうことが重要です。住宅の耐震診断事業を実施しており、引き続き耐震診断を促進していきます。

### （3）耐震改修の促進

耐震診断を実施した住宅の耐震性が不十分と判定された場合、積極的に耐震改修を実施してもらう必要があります。住宅の耐震改修費補助事業を実施しており、引き続き耐震改修の促進に取り組んでいきます。あわせて、国・県や関連団体と連携し、それらで作成された耐震改修の方法等を分かりやすく解説したパンフレットやインターネット等により、耐震改修の重要性について普及啓発を行っていきます。

また、建築後相当年数を経過した旧耐震基準の住宅では、経年劣化による老朽化から耐震改修にかかる費用が増加する傾向にあるため、耐震改修を促進していくためには、工事の低廉化が重要です。そこで、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が行っている安価な耐震改修工法の開発や評価について、所有者等へ紹介していきます。



さらに、改修設計の段階において、効率的な補強方法を提案できる人材として登録された設計・施工の技術者「あいち耐震改修推進事業者」を所有者等に紹介していきます。

加えて、耐震改修補助等において、代理受領制度（所有者等に代わって工事施工者が補助金の受領までを代理で行うことができる）を実施しており、所有者等が用意する費用の軽減につながることから、本制度の活用について、相談時に所有者等へ積極的に案内していきます。

#### **（４）建替の促進**

本市は、建て替えを含めた住宅の新築戸数の割合が高く、旧耐震住宅の減少と新耐震住宅の増加により、耐震化率の向上に大きく寄与している面が見られます。建築後相当年数が経過した旧耐震住宅では、耐震改修費の低廉化に取り組むとともに、建替を促進していくことも重要です。

本市では、旧耐震基準のものが多く残っている木造住宅の除却工事費に対する補助制度を2018（平成30）年度から実施しており、より一層の活用の促進に取り組んでいきます。

#### **（５）住宅の耐震化に向けた各種支援施策**

##### **ア 民間木造住宅耐震診断事業**

本事業は、木造の旧耐震住宅に対し、専門家による耐震診断を無料で行うもので、耐震診断を希望される方の住宅に、耐震診断員を派遣して詳細に調査し、後日診断結果の報告と一般的なアドバイスを行う事業です。

##### **イ 民間木造住宅耐震改修工事費補助事業**

本事業は、耐震診断の結果、耐震化が図られていないと判定された自己所有の木造の旧耐震住宅の耐震改修工事を行う方に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する事業です。

##### **ウ 非木造共同住宅耐震改修促進事業**

本事業は、旧耐震建築物の非木造共同住宅の耐震性の向上に資する事業に要する費用（耐震診断費、耐震改修設計費及び耐震改修工事費）の一部に対し、予算の範囲内において補助する事業です。

##### **エ 民間木造住宅除却工事費補助事業**

本事業は、耐震診断の結果、耐震化が図られていないと判定された自己所有の木造の旧耐震住宅の除却工事を行う方に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用の一部を補助する事業です。

## オ 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標実現に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合の「所得税額の特別控除」及び「固定資産税の減額措置」が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設され、講じられています。

本市は県と協力し、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

## 4 住宅の減災化の促進

### (1) 取組の方針

住宅の減災化を促進するため、耐震シェルターの設置や家具の転倒防止器具の設置に引き続き取り組むとともに、その他減災化につながる取組の検討を行います。

### (2) 耐震シェルター等の設置の促進

耐震化が進まない理由の一つに、高齢者世帯の住宅においては、住宅全体を耐震改修する工事費と住まい方のバランス等の問題から、耐震改修に消極的な傾向にあります。そこで、住宅全体ではなく、例えば、寝室等の一部だけを重点的に補強することで、安価に住宅の倒壊から人命を守ることのできる「耐震シェルター」や「耐震（防災）ベッド」の設置は有効であるため、これを促進していきます。

### (3) 家具の転倒防止の促進

1995（平成7）年1月に発生した阪神・淡路大震災では、亡くなった方の約9割が建物の倒壊や家具の下敷きになったことによる圧死や窒息死でした。普段は便利な家具も、ひとたび地震が発生すれば凶器になります。また、倒れた家具は通路や出入口をふさぎ、逃げ遅れる原因にもなります。「倒れてこないだろう」という意識を改め、家具の転倒防止を始めとした室内の安全対策を行い、地震による被害を最小限に食い止める必要があります。高齢者宅等に設置されているタンス、本棚、食器棚等へ家具転倒防止器具を取り付ける「高齢者等家具転倒防止事業」を引き続き実施するとともに、家具の転倒防止に関する知識をパンフレット、インターネット等を活用して市民に周知していきます。

#### (4) 地震時の電気火災対策

地震後の火災の原因の多くは、電気火災によるものです。地震発生時に規定値以上の揺れを感知したときに、分電盤やコンセントなどの電気を自動的に止める器具である感震ブレーカー（遮断機）の設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすこと等、地震時の電気火災対策として啓発・支援に取り組みます。

#### (5) 段階的耐震改修工事に係る補助制度の検討

意識調査の結果から、工事に係る費用負担が大きいことが耐震改修が進まない要因の一つだということがわかりました。また、愛知県全体の補助実績からも、耐震診断の判定値の悪いものほど耐震改修されない傾向が表れています。一方、既往の研究より、判定値0.7以上に耐震改修することで住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることもわかってきています。これまでのような判定値1.0以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を1段階目に判定値0.7以上、2段階目に1.0以上にすることで、改修時期を広くとらえ、費用負担の平準化を図ることができ、判定値の低い住宅の全壊を防ぐことができます。このことから段階的耐震改修工事の補助制度について、今後検討していきます。

#### (6) 住宅の減災化に向けた各種支援施策

##### ア 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

本事業は、地震発生時、避難にあたり支援が必要と見込まれる高齢者や障がい者世帯が住む木造の旧耐震住宅に、地震に対する安全性が評価された耐震シェルターの整備を行う方に対し、予算の範囲内においてその整備に要する費用の一部を補助する事業です。

##### イ 家具転倒防止事業

本事業は、地震時におけるタンスなどの家具転倒による被害を防止するため、避難にあたり支援が必要と見込まれる高齢者及び障がい者世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを行う事業です。

##### ウ 感震ブレーカー設置補助事業

本事業は、地震発生時に火災の発生を防ぐ感震ブレーカーを設置する方に対し、予算の範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する事業です。

## 5 高齢者等への支援

地震発生時に避難が困難な高齢者世帯で経済的な問題等により耐震改修を行えない方に対し、より一層の耐震化・減災化の支援を図る必要があります。今後、高齢者等が住む住宅の耐震化を推進するうえで、耐震改修、住み替え、建替え等の支援の検討、安価な耐震改修工法の情報提供や、低予算で行える耐震シェルター・耐震ベッドなどの減災化に向けた耐震改修以外の支援の在り方の検討を行います。

また、簡単な減災対策である家具転倒防止事業の推奨も進めていきます。

### 高齢者や障がい者が住む住宅の耐震化・減災化につながる支援の検討

## 6 その他関連する施策等

### (1) ブロック塀等の安全対策

大阪府北部地震（2018（平成30）年6月）では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し、重大な被害が発生しました。

ブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞したりするおそれがあり、避難や救援活動にも支障をきたすことになります。このため、倒壊の危険性があるブロック塀等について、県と市及び建築関係団体が連携してパトロールを実施し、危険なブロック塀等の所有者等へ解消に向けた指導助言を行っていきます。

さらに、パンフレットや点検チェック用のチラシなどを、ホームページへの掲載や、窓口等で配布することで危険なブロック塀等の対策の重要性の周知を行っていきます。

また、2018（平成30）年度からブロック塀等撤去費補助制度を設けており、所有者等へ助成を行うことで危険なブロック塀等の解消を進めていきます。

補助対象の路線は、本市内における住宅や事業所等から長久手市地域防災計画に掲げる避難所や一時避難場所へ至る経路を補助対象とします。

### (2) 窓ガラス、天井、瓦、看板の落下防止対策

東日本大震災（2011（平成23）年3月）や熊本地震（2016（平成28）年4月）では、大規模空間の天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等の非構造部材の被害が多数ありました。窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等の非構造部材や瓦、看板等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやホームページで市民に周知するとともに、必要に応じて県や関連団体と連携して改善を促す取組を促進していきます。

### (3) エレベーター・エスカレーター・建築設備の安全対策

東日本大震災（2011（平成23）年3月）では、エレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されており、2014（平成26）年4月の建築基準法施行令の改正において、脱落防止対策等が明確に示されました。また、大阪府北部地震（2018（平成30）年6月）において、多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、支持部材の耐震化、釣合いおもりの脱落対策、戸開走行保護装置の設置などの防災対策改修や、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図ると共に、県及び関係団体と連携して、エレベーター及びエスカレーターの所有者や管理者に対して定期検査等の時期に合わせ、改善を促す取組を促進していきます。

また、地震時における給湯設備の転倒等を防止するために、国が示す技術的基準に基づく、建築物における給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知啓発を県及び関係団体と連携して図っていきます。

## 7 普及・啓発

住宅の耐震化を促進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。このため、木造住宅無料耐震診断事業を始めた2002（平成14）年度から「市広報でのPR」「防災マップの全戸配布」「ダイレクトメールの送付」「耐震診断ローラー作戦」「防災訓練・講演会等イベントでのPR」「自治会・自主防災会での出前講座」など啓発活動を推進してきました。今後も引き続き、耐震化・減災化のために関連する補助事業を行っていきませんが、これまでと同様の施策のみでは耐震化や減災化は促進されていきません。普及・啓発により多くの市民や地域社会に耐震化や減災化の必要性を理解していただき、今後さらに、建築物の耐震化・減災化に対する意識の向上を図るため知識の普及・意識啓発を進めます。

### (1) 高齢の所有者等に対する普及・啓発手法の検討

旧耐震住宅は、建築後相当年数が経過しており、同時に所有者の高齢化等の個別の事情を有する住宅が増加傾向にあります。このような状況を踏まえ、これまでの普及・啓発の取組に加えて、県や関係部局等と連携して高齢者に対する普及・啓発手法の検討を行っていきます。

**高齢の所有者等に対する普及・啓発手法の検討**

## (2) インターネット・パンフレット等による情報提供

耐震化に関する情報提供の一環として、市のホームページにより耐震化に必要な情報を提供します。市のホームページによる情報提供の内容としては、耐震診断及び耐震改修等の補助制度の内容や、耐震に係る税制優遇、講習会等の開催のお知らせ、防災マップの内容等様々な情報を記載していきます。耐震化の進捗状況についても定期的に更新し、広報やインターネットにより情報提供を図っていきます。

また、県が「愛知県建築物地震対策推進協議会」及び「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」と連携し作成された、耐震化や減災化の必要性や効果についての情報提供や支援事業のPRを積極的に展開していくためのパンフレットや啓発パネルを「耐震診断ローラー作成」や「PR活動」などで活用することで、耐震化・減災化に対する意識の向上を図ります。

### 耐震化や防災等に関する情報を提供

【長久手市】	「耐震関連」 <a href="https://www.city.nagakute.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/13324.html">https://www.city.nagakute.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/13324.html</a>
	「防災」 <a href="https://www.city.nagakute.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/bousai/index.html">https://www.city.nagakute.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/bousai/index.html</a>
【国】	「国土交通省：住宅・建築物の耐震化について」 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html</a>
【愛知県】	「愛知県防災安全局」 <a href="http://www.pref.aichi.jp/bousai/">http://www.pref.aichi.jp/bousai/</a>
	「耐震診断・耐震改修事業関係」 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000025466.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000025466.html</a>
【協議会】	「愛知県建築物地震対策推進協議会」 <a href="http://www.aichi-jishin.jp/">http://www.aichi-jishin.jp/</a> 「あいち耐震改修ポータルサイト」 <a href="http://aichi-nbai.com/">http://aichi-nbai.com/</a>
	「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」 <a href="http://www.aichi-gensai.jp/">http://www.aichi-gensai.jp/</a>
【財団法人】	「耐震改修支援センター（一般財団法人日本建築防災協会）」 <a href="http://www.kenchiku-bosai.or.jp/kaisyushien/">http://www.kenchiku-bosai.or.jp/kaisyushien/</a>

### (3) 危険地域等の周知

市民や住宅・建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識していただき、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として認識できるように、地震による危険性の程度を示す防災マップを市民に配布します。

防災マップには、大規模地震時に予測される震度予測図、液状化危険度予測図、第1次・2次・3次緊急輸送道路、避難所・一時避難場所などを記載しています。

## 防災マップによる地震災害情報を提供

# 長久手市 防災マップ

Disaster prevention map

もしものために！  
いざという時のための備え

**わが家の防災メモ**
火事・救急 **119** 番
警察 **110** 番

家族の連絡先			
氏名	連絡先(勤務先・学校)	電話	携帯電話

親戚・知人の連絡先			
氏名	電話	携帯電話	メモ

避難所	
避難所	家族が離ればなれになったときの集合場所

**災害用伝言ダイヤル(171)**

**利用可能な端末**  
NTTの一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS

**録音時間**  
1 伝言 30 秒以内

**蓄積伝言数**  
1 電話番号あたり 1～10 伝言

**伝言保存期間**  
4 8 時間 (その後自動消去)

**伝言の録音方法**

1 7 1  
↓  
1 録音の場合は 1

市外局番からダイヤル  
(X) (X) (X) (X) (X) (X) - (X) (X) (X) (X)  
↓  
被災地の方は  
自宅の番号  
↓  
被災地以外の方は  
被災地の方の番号  
↓  
**伝言を録音 (30 秒以内)**

**伝言の再生方法**

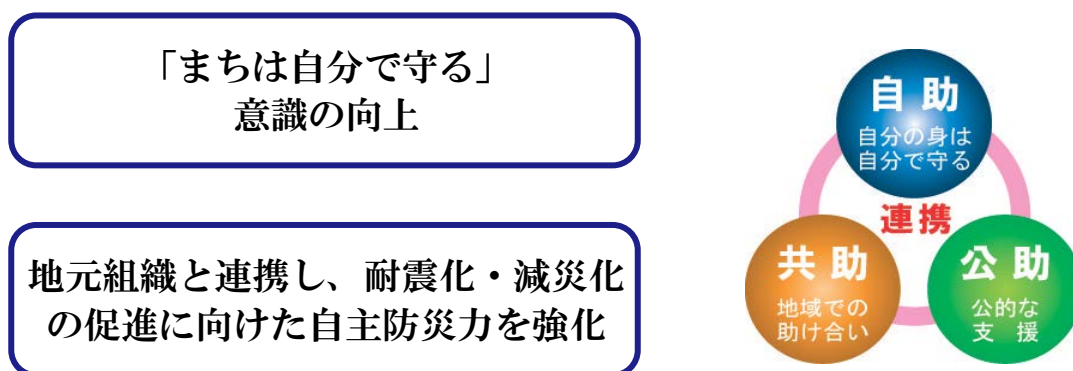
1 7 1  
↓  
2 再生の場合は 2

市外局番からダイヤル  
(X) (X) (X) (X) (X) (X) - (X) (X) (X) (X)  
↓  
被災地の方は  
自宅の番号  
↓  
被災地以外の方は  
被災地の方の番号  
↓  
**伝言を再生**

長久手市防災マップ (抜粋)

#### (4) 地域住民等との連携、講習会等の開催

地震防災対策の基本は、「公的な支援（公助）」に頼るのではなく、「自分の身は自分で守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という考え方で、地域が連携して地震防災対策を講じることが重要です。このような観点から、市民自ら防災対策を向上させるために、自治会や自主防災組織などの地域団体や、企業、学校などが実施する住宅・建築物の耐震化・減災化に関する取組や勉強会、講習会に対し、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会と連携して大学の研究者や専門家を講師として派遣するなど支援していくことで、地域全体で耐震や減災に対する意識向上と耐震化・減災化の取組の推進を図ります。



#### (5) 耐震相談窓口の設置

市では、住宅・建築物の耐震化を始め、建築全般についての相談に応じるとともに、県及び関係団体と協力して、耐震化を始めとした住宅の相談に応じています。

今後も、相談窓口を通じ、耐震診断及び耐震改修に関する一般的な相談について、適切な対応ができるよう、相談窓口の充実を図ります。

また、リフォームやリノベーションにあわせて耐震改修工事を行うことは、新たな住まい方の見直しにもつながり、所有者にとって義務感による耐震改修工事に比べ前向きな改修工事になること、また、二つの工事を同時期に行うことで、経費が軽減されることなどから耐震化の推進に期待ができます。リフォームに合わせた耐震改修を図られるよう、県と連携し、国の支援策など、リフォーム等と耐震改修にあわせた工事例の紹介など、必要な情報提供を行っていきます。また、リフォーム等の予定がある場合には、耐震改修工事を合わせて実施するように、パンフレットやホームページで情報提供するとともに、関係団体とも連携して、耐震化の必要性を説明し、住宅等の耐震化への誘導を図ります。

相談窓口の充実



## (6) 耐震診断戸別訪問（耐震診断ローラー作戦）

「重点的に耐震化・減災化を進める区域」を中心に、関係団体や自主防災組織等と連携するなどして、木造の旧耐震住宅の戸別訪問等により耐震化の必要性や効果について意識啓発を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度の内容を周知し、耐震化の促進を図ります。

### 「重点的に耐震化・減災化を進める区域」から耐震診断ローラー作戦を展開

#### ■重点的に耐震化・減災化を進める区域

地震発生時に大きな被害が発生することを軽減させるためには、市全域を平均的に耐震化を進めるよりも、地域を限定し重点的に施策を進めることで、効率化を図られると考えます。

そこで、木造の旧耐震住宅が集中し、建物倒壊率が高い区域を「重点的に耐震化・減災化を進める区域」と定め、効果的な耐震化を図ることとし耐震化・減災化を推進していきます。

「重点的に耐震化・減災化を進める区域」の算出基準

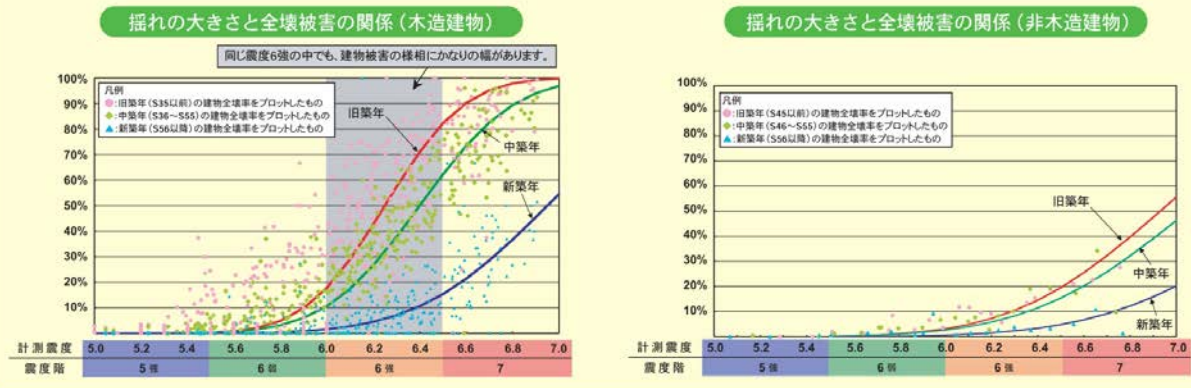
- ・南海トラフ地震が発生した場合に想定される建物全壊率が10%以上
- ・区画整理事業等面的な整備等がされている地区を除いた木造の旧耐震住宅の集落性が高い区域

建物全壊率は、地区内にある全ての建物のうち地震で全壊する被害を受けることが予想される棟数割合で算出します。地震による揺れ（震度）と建物の構造・建築年の状況（下図）より、その地区で予想される全壊棟数の割合を算出します。

#### 建物被害について

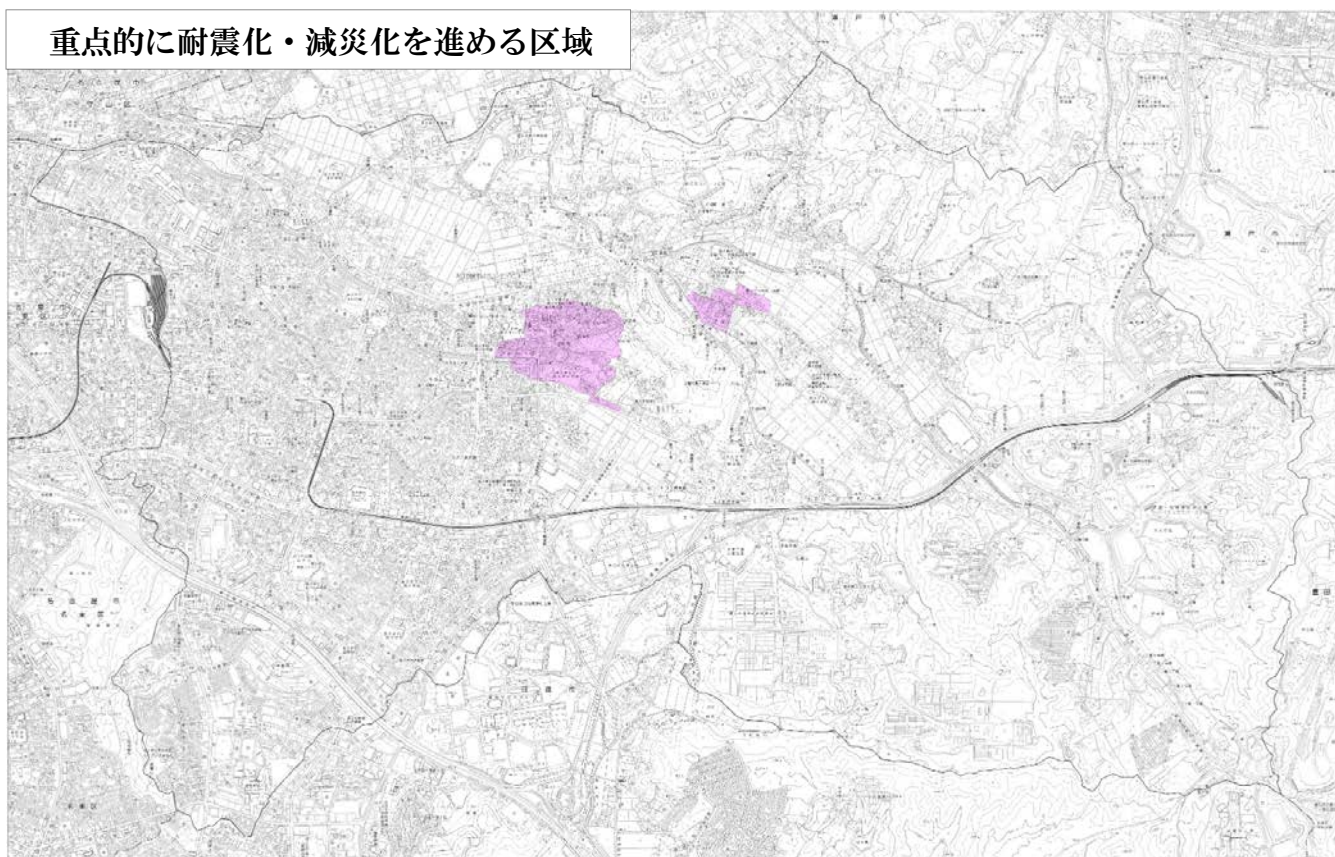
地震による建物被害には、揺れ、液状化、火災などを原因とするものが考えられますが、「地域の危険度マップ」では揺れによる建物被害を扱いました。

下図は、阪神・淡路大震災など最近の地震時の全壊被害実態から、揺れの大きさと全壊被害の関係をグラフに表したものです。揺れによる建物被害は、揺れの大きさだけでなく、建物の構造、建築年次によって被害の割合が異なることがわかります。



資料提供：地震防災マップ作成のすすめより 平成17年3月内閣府

## 重点的に耐震化・減災化を進める区域



### (7) 緊急輸送路道路沿いの旧耐震建築物等の所有者への周知

緊急輸送道路は、避難所へ緊急物資を輸送する際に使用されます。この道路の沿道に存在する建築物や建築物に附属するブロック塀等が地震によって倒壊し、道路の通行を妨げるおそれがあるため、建築物等の所有者に緊急輸送道路沿いの旧耐震建築物等であることを情報発信し、耐震化・減災化の必要性や意識の啓発を行い、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

意識啓発・耐震化・減災化への誘導

# 第7章 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進

## 1 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進

### (1) 公共建築物

県が所有する耐震性のない特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）については、耐震化が図れるように県と連携し取り組んでいきます。

また、本市が所有する建築物で耐震性のない特定既存耐震不適格建築物（旧耐震建築物に限る。）に該当するものはありませんが、災害発生時の被害を軽減するための更なる取組について、今後検討していきます。

### (2) 民間建築物

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法により建築物について耐震診断を行い、耐震改修を行うように努めなければならないとされています。所管行政庁である県は、特定既存耐震不適格建築物について、耐震化を早期に実現するための、指導及び助言だけでなく、必要に応じて、指示、公表、勧告、命令等を行っていきます。本市においても所有者に対し、耐震化の必要性や効果について啓発を行うとともに、県と連携して耐震化に向けての支援策を検討していきます。

## 2 特定既存耐震不適格建築物等（民間）の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法により当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

一方、所管行政庁（愛知県）は特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導等を行うこととなります。

さらに、耐震化を早期に推進するため、所管行政庁は定期的にすべての特定既存耐震不適格建築物等（旧耐震建築物に限る。）について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、さらに建築基準法第2条第1項第35号の特定行政庁として勧告・命令を行うこととなります。

市は、所管行政庁（愛知県）と連携し、特定既存耐震不適格建築物等（旧耐震建築物に限る。）の耐震化を促進していきます。

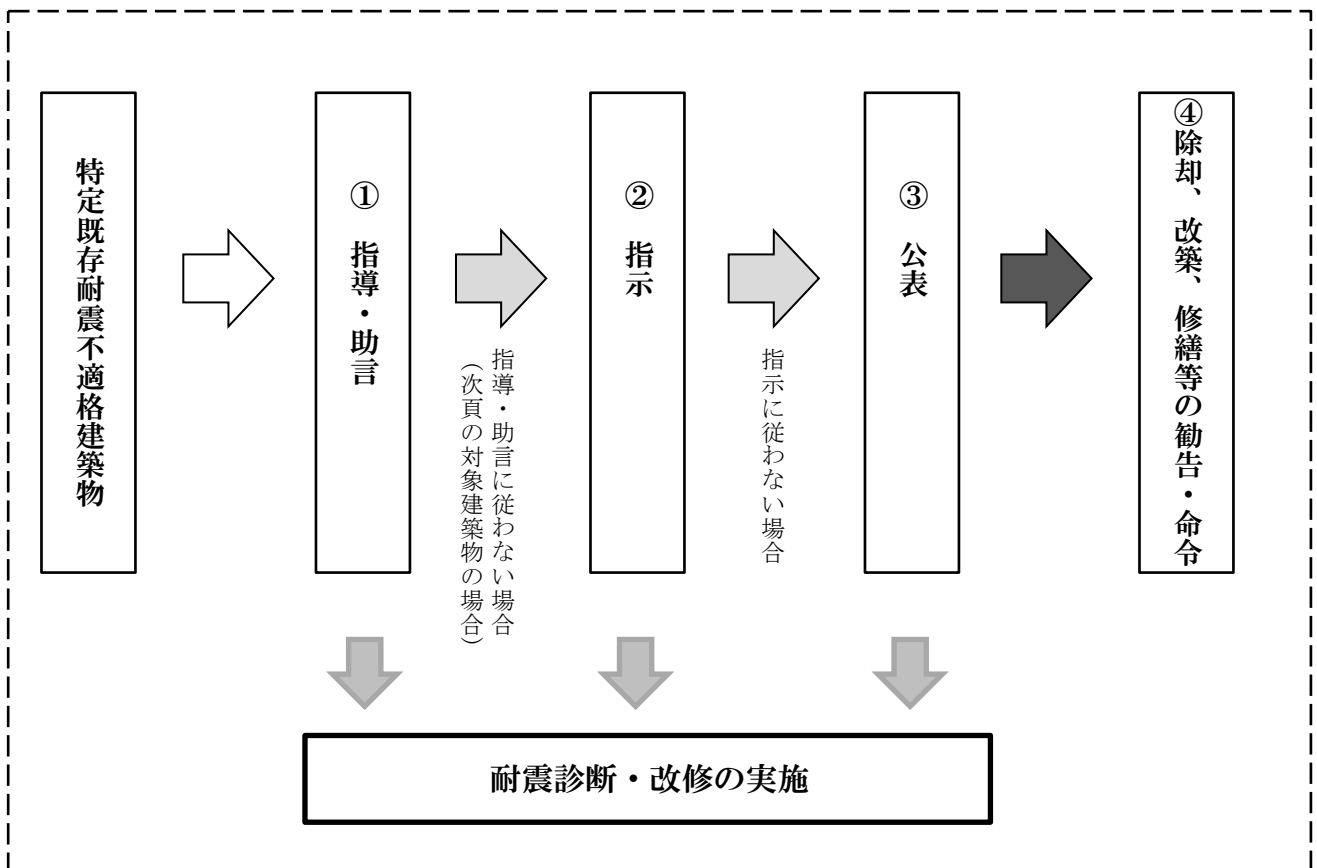


表 法における規制対象一覧（法第16条を除く）

※旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件又は規模	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件又は規模	耐震診断義務付け対象建築物 <sup>※</sup> の要件又は規模
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ床面積3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
	上記以外の学校	階数1以上かつ床面積1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	階数1以上かつ床面積2,000㎡以上	階数1以上かつ床面積5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場		階数3以上かつ床面積1,000㎡以上		
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積の5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ床面積1,000㎡以上	階数2以上かつ床面積2,000㎡以上	階数2以上かつ床面積5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ床面積500㎡以上	階数2以上かつ床面積750㎡以上	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ床面積1,000㎡以上		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	床面積500㎡以上	階数1以上かつ床面積5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左と同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災上重要な建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

表 規制対象建築物の規制内容

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		勧告・命令	指導・助言	指示・公表		指導・助言	指示・公表
①：要緊急安全確認大規模建築物 (不特定多数の者が利用する大規模建築物等であって耐震不明建築物でもあるもの)	義務 2015(平成27)年12月31日までに報告) ※	○				○	○
②：要安全確認計画記載建築物 (地方公共団体が定める防災拠点・特に重要な避難路沿道建築物であって耐震不明建築物でもあるもの)	義務 (地方公共団体が定める期限までに報告) ※	○			努力義務 (地震に対する安全性向上を図る必要があるとき)	○	○
③：特定既存耐震不適合建築物 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物等、地方公共団体が定める避難路沿道建築物)	努力義務 (一部義務)		○	○ (地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る)		○	○ (地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る)
④：既存耐震不適合建築物 (住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しない全ての建築物)	努力義務		○		努力義務 (必要に応じて)	○	

①は②のうち報告期限が平成27年12月30日以前のものを除いている。

③は①を包含し、②を除いている。右欄は③であって①以外のものについて記載。

④は①、②、③を包含している。右欄は④であって①、②、③以外のものについて記載。

※本計画策定現在、市内に耐震診断の結果報告が義務付けられたものはありません。

# 第8章 計画達成に向けて

## 1 長久手市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから「長久手市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、アクションプログラム）」を策定しました。

アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

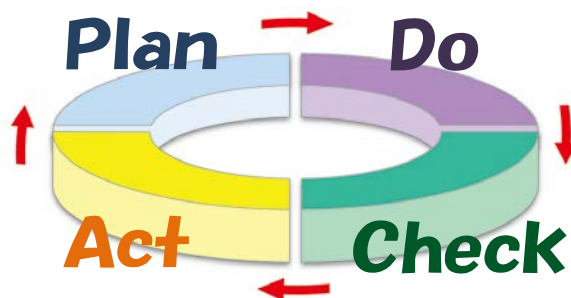
## 2 進捗管理と計画の見直し

本計画は、上位計画に大きな変更が生じた場合、また、今後の社会経済情勢の変化等に伴い新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行います。また、それ以外に、施策、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行うものとします。

目標の達成に向けて計画の管理が重要となってくるため、PDCAサイクルによる計画の進捗状況の管理を実施します。

耐震化・減災化を促進していくためには、行政の補助制度だけではなく、市民ひとりひとりが耐震化・減災化に対する関心を今以上に高める必要があります。

耐震化・減災化を促進するには、  
『計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）』  
の活動を繰り返し、継続的に改善・促進を図ることとします。



“Plan” 目標を設定し達成するために計画を作成する。

“Do” 策定した計画に沿って行動する。

“Check” 行動した結果と当初の目標を比較し問題点・成功・失敗の要因を分析する。

“Act” 行動が計画に沿っていない部分を調べ改善する。







**第3次 長久手市耐震改修促進計画**  
**2021(令和3)年3月**

お問い合わせ先: 建設部 都市計画課  
長久手市岩作城の内60 番地1  
TEL:(0561)63-1111 (代)  
FAX:(0561)63-2100  
E-mail:keikaku@nagakute.aichi.jp